平成 30 年度

狭山市文化財年報

2019

埼玉県狭山市教育委員会

例　　言

・　本書は、平成 30 年度の狭山市教育委員会生涯学習部社会教育課文化財担当の年報である。
・　本書に掲載した埋蔵文化財確認調査等は、事業者の協力を得て行った。
・　発掘調査等に係る資料等の保管・活用は、狭山市教育委員会が行った。
・　本書の執筆及び編集は、安井智幸、三ツ木康介が行った。

目　　次

例言・目次
Ⅰ　組織・予算等
　１　組織 …… 1
　２　文化財保護審議会 …… 1
　　（１）委員名簿 …… 1
　　（２）開催状況 …… 1
　３　予算・決算の状況 …… 2
　　（１）文化財保護事業費 …… 2
　　（２）文化財発掘調査事業費 …… 2
　　（３）博物館管理事業費 …… 2
Ⅱ　事業概要
　１　条例・規則・要綱・要領等の施行・改正 …… 3
　２　調査・研究 …… 3
　　（１）画像・映像資料の収集 …… 3
　　（２）文化財関係資料の収集 …… 3
　　（３）埋蔵文化財の調査 …… 4
　３　管理 …… 6
　　（１）指定文化財の維持管理 …… 6
　　（２）災害時の文化財管理 …… 6
　　（３）文化財関係資料の整理 …… 6
　４　補助 …… 7
　　（１）指定文化財管理事業補助 …… 7
　　（２）指定文化財（民俗芸能）の振興事業補助 …… 7
　５　普及・啓発 …… 8
　　（１）講座・展示 …… 8
　　（２）刊行物 …… 9
　　（３）ホームページ等における公開 …… 9
Ⅲ　資料
　１　要綱 …… 10
　２　狭山市の指定文化財 …… 16
　　（１）県指定文化財 …… 16
　　（２）市指定文化財 …… 17
　３　狭山市内の遺跡一覧・遺跡分布図 …… 22
Ⅳ　報告等
　平成 30 年度狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務埋蔵文化財（鳥ノ上・小山ノ上・上双木遺跡）発掘調査実績報告 …… 24

Ⅰ　組織・予算等

1　組織

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

教育委員会	教育長	向野　康雄		
生涯学習部	部長	滝嶋　正司		
	次長	杉田　幸伸		
社会教育課	課長	田中　肇夫		
文化財・博物館担当	主査	安井　智幸		
	主任	三ツ木康介	吉田　弘	石塚　和則
	主事補	原　彩花		
文化財整理作業員	岸　幸子	江川久美子	名雲　教子	住谷三千代
文化財発掘作業員	小林はつみ	橋本　弓子	山田久美子	岡田　浩
	中山　昇	柴田　秀二	芝原　茂	石田　清美
	新藤　三郎	小宮　憲一	山下　富廣	渡辺　和久
	村井　英子	犬竹　幸夫	金谷　信雄	中村　修

2　文化財保護審議会

（1）委員名簿

役職	区分	氏名	略歴等	備考
	学識経験者	岩本　克昌	元埼玉県立歴史と民俗の博物館主任専門員兼学芸員	再任
	学識経験者	川田　みな子	狭山歴史ガイドの会会員	再任
	学識経験者	権田　恒夫	元公立小学校教員	再任
委員長	学識経験者	髙橋　光昭	元狭山市立博物館長	再任
	学識経験者	名雲　康仁	元狭山市職員	再任
	学識経験者	橋本　太郎	元狭山市立博物館協議会委員	再任
副委員長	学識経験者	林　宏一	元埼玉県立博物館長	再任
	学識経験者	樋口　竹子	狭山歴史ガイドの会会員	再任
	学識経験者	日吉　一博	元公立中学校長	再任
	学識経験者	宮瀧　交二	大東文化大学教授	再任

※任期２年（平成２９年４月１日～平成３１年３月３１日）

（2）開催状況

日程	議題等
第１回（5/21）	（１）平成２９年事業報告について （２）平成３０年度事業予定について （３）その他報告
第２回（11/14）	（１）市指定文化財新指定の諮問について （２）平成３１年度事業予定（案）について （３）その他報告
第３回（3/12）	（１）狭山市指定文化財の新指定答申について （２）平成３１年度文化財保護費予算について （３）その他報告

３　予算・決算の状況

（１）文化財保護事業費（単位：円）

事業名	当初予算額　（2,831,000）	決算額　（2,065,646）
報酬	216,000	172,800
報償費	28,000	0
旅費	11,000	13,054
需用費	697,000	220,312
役務費	169,000	159,460
委託料	1,126,000	956,420
使用料及び賃借料	5,000	0
負担金補助及び交付金	572,000	537,000
公課費	7,000	6,600

※指定文化財説明板の修繕を見送り、台風の影響で発生した城山砦跡の倒木等処理業務を実施した。

（２）文化財発掘調査事業費（単位：円）

事業名	当初予算額（46,532,000）	決算額　（32,937,924）
賃金	24,553,000	14,717,260
需用費	1,266,000	580,473
役務費	141,000	90,720
委託料	6,686,000	7,634,843
使用料及び賃借料	13,340,000	9,789,888
工事請負費	546,000	130,680

※狭山工業団地拡張地区基盤整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査を実施したため、29 年度に比べて大幅に増加した。

（３）博物館管理事業費（単位：円）

事業名	当初予算額（75,102,000）	決算額　（73,828,400）
報酬	116,000	86,400
需用費	2,000,000	756,000
委託料	72,986,000	72,986,000

Ⅱ　事業概要

1　条例・規則・要綱・要領等の施行・改正

条例・規則・要綱・要領等名	決裁	主な内容
狭山市文化財関係資料取扱要綱	平成 30 年 6 月 11 日 （教育長決裁）	資料の収集等に関する基準や事務手続きに係る要綱を施行した。

2　調査・研究

（1）画像・映像資料の収集

No.	文化財名	収集作業日	収集形態
1	八幡神社鹿子舞	9 月 14 日～17 日	デジタル写真・映像
2	入曽の獅子舞	10 月 20～21 日	デジタル写真・映像
3	上赤坂の獅子舞	10 月 20 日	デジタル写真・映像
4	東三ツ木富士岳神社御霊抜き	10 月 27 日	デジタル写真・映像・石造物等 36 点（富士塚公園に安置）
5	禅龍寺節分	2 月 3 日	デジタル写真・映像
6	野々宮神社節分	2 月 3 日	デジタル写真・映像
7	梅宮神社甘酒祭	2 月 10～11 日	デジタル写真・映像

（2）文化財関係資料の収集

受入No.	文化財名	受入日	備考
180001	写真アルバム	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180002	写真 林寶仙	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180003	写真 蚕	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180004	写真 蚕　刻み	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180005	写真 蚕　刻み　180004 と同じ　第二	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180006	写真 蚕　第四	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180007	写真 長谷川宅	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180008	写真 蚕　第一	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180009	写真 蚕　第□　糸繰り	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180010	写真 長谷川五郎平他一名	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180011	写真 家並	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180012	写真 家並	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180013	写真 入間川家並	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180014	写真 海沿いの村	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180015	写真 茶　第四	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180016	写真 茶　第二	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180017	写真 富士	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180018	写真 山沿いの村	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180019	写真 日清戦争凱旋門	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180020	写真 赤子	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180021	写真 米　第四　脱穀	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180022	写真 米俵	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）

180023	写真 婚礼写真	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180024	写真 柏原尋常小学校開校二十周年	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180025	写真 嫁入道具	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180026	写真 婚礼座敷	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180027	写真 婚礼写真　180023 の引き延ばし	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180028	婚礼目録	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180029	婚礼誓詞	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）
180030	絵図面	11 月 16 日	個人（博物館に収蔵）

（３）埋蔵文化財の調査

ア　埋蔵文化財包蔵地照会件数

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
窓口	141	155	139	160	135	122	149	156	129	149	147	156	1,738
電話	16	16	11	13	20	17	18	19	20	9	8	10	177
合計	157	171	150	173	155	139	167	175	149	158	155	166	1,915

イ　確認調査

№.	遺跡名	所在地	調査日	面積（㎡）	調査結果
1	宮ノ越遺跡	柏原字宮ノ越 3630-56	4 月 3 日	211.58	昭和 53 年度本発掘調済
2	上広瀬上ノ原遺跡	大字上広瀬字上ノ原 1324-1 外	4 月 10 日	369.22	遺構・遺物なし
3	富士見南遺跡	富士見 2-6157-1	4 月 26 日	275.00	遺構・遺物なし
4	八木上遺跡	大字笹井字西八木 2770-4	5 月 2 日	12.00	工事立会い（遺構・遺物なし）
5	中原遺跡	狭山 697-1	5 月 7 日	481.94	遺構・遺物なし
6	峰遺跡	狭山 2000-10 外	5 月 11 日	941.92	平成 4 年度本発掘調査済
7	坂上遺跡	大字下奥富字坂上 460-2	5 月 14 日	332.33	遺構・遺物なし
8	峰遺跡	狭山 2031-2 の一部他	5 月 18 日	460.03	遺構・遺物なし
9	下向沢遺跡	入間川字沢 1126-97	6 月 15 日	393.06	昭和 59 年度本発掘調査済
10	今宿遺跡	広瀬台 1-555-61	6 月 18 日	162.99	昭和 44 年度本発掘調査済
11	御所の内遺跡	柏原字御所の内 2435-9	6 月 26 日	101.80	遺構・遺物なし
12	上広瀬上ノ原遺跡	大字上広瀬 1324-5 外	7 月 2 日	738.00	工事立会い（遺構・遺物なし）
13	今宿遺跡	広瀬台 1-482-47 外	7 月 5 日	145.27	昭和 44 年度本発掘調査済
14	鳥ノ上遺跡	柏原 944 外	7 月 17 日 ～8 月 1 日	11994.00	奈良平安時代遺構 38 件検出
15	八木上遺跡	大字笹井字八木 2615-1	7 月 20 日	12.00	工事立会い（遺構・遺物なし）
16	西久保遺跡	大字根岸字大道通 511-1 外	8 月 3 日	1341.00	掘削が遺構確認面に及ばない為、現況保存
17	町久保遺跡	柏原 1726-1 外	8 月 6 日	1215.00	遺構・遺物なし
18	中原遺跡	狭山 631-34	8 月 17 日	101.60	遺構・遺物なし
19	上広瀬西久保遺跡	大字根岸字大道東 644-4 外	9 月 18・ 19 日	10886.010	遺構・遺物なし
20	上広瀬上ノ原遺跡	大字上広瀬字上ノ原 1324-10	9 月 21 日	369.00	遺構・遺物なし
21	石無坂遺跡	入間川 1-4094-9	10 月 1 日	141.00	遺構・遺物なし
22	上広瀬上ノ原遺跡	大字上広瀬字上ノ原 1362-2 外	10 月 3 日	320.00	遺構・遺物なし

23	上広瀬上ノ原遺跡	上広瀬 1344-5	10 月 15 日	179.00	遺構・遺物なし
24	石無坂遺跡	入間川 1-4064-14	10 月 23 日	103.57	遺構・遺物なし
25	中原遺跡	沢 856-2	10 月 31 日	162.46	工事立会い（遺構・遺物なし）
26	戸張遺跡	大字上奥富字戸張 202-1 外	11 月 1 日	1520.41	遺構・遺物なし
27	小山ノ上遺跡	柏原字小山上 1241-1	11 月 16 日	268.95	遺構・遺物なし
28	沢台遺跡	入間川 1729-5	11 月 26 日	218.38	工事立会い（遺構・遺物なし）
29	沢台遺跡	入間川字沢台 1728-17 外	11 月 26 日	758.21	工事立会い（遺構・遺物なし）
30	宮ノ越遺跡	柏原字宮ノ越 3626-10	11 月 27 日	132.53	遺構・遺物なし
31	鳥ノ上遺跡	柏原 924-1	11 月 28・29 日	2579.00	奈良平安時代遺構 4 件検出
32	宮ノ越遺跡	柏原 3636-33 外	12 月 10 日	387	遺構・遺物なし
33	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2236-41	12 月 21 日	330.59	奈良平安時代遺構 2 件検出
34	宮ノ越遺跡	柏原 3636-15 外	12 月 26 日	1612.20	遺構・遺物なし
35	森ノ上遺跡	柏原字森ノ上 254-2 の一部	12 月 27 日	1033.00	工事立会い（遺構・遺物なし）
36	森ノ上遺跡	柏原字森ノ上 216-1 の一部	12 月 27 日	31350.00 の一部	工事立会い（遺構・遺物なし）
37	今宿遺跡	広瀬台 1-521-115	1 月 8 日	138.21	昭和 44 年度本発掘調査済
38	上双木遺跡	柏原 908-7	1 月 28 日	449.00	遺構・遺物なし
39	西久保遺跡・上広瀬西久保遺跡	上広瀬字西久保 1217-1	1 月 30 日	1332.00	遺構・遺物なし
40	西久保遺跡・上広瀬西久保遺跡	大字根岸字大道東 648-4	2 月 5 日	645.00	遺構・遺物なし
41	御所の内遺跡	柏原 2426-5	2 月 7 日	150.73	遺構・遺物なし
42	戸張遺跡	狭山 533-1	2 月 12 日	249.09	遺構・遺物なし
43	西久保遺跡・上広瀬西久保遺跡	大字上広瀬字西久保 1137 の一部外	2 月 15～20 日	6711.00	遺構・遺物なし
44	鳥ノ上遺跡	柏原字鳥ノ上 946 の一部	2 月 18 日	6330.00	遺構・遺物なし
45	宮ノ越遺跡	柏原字下田 2171	2 月 25 日	494.00	遺構・遺物なし
46	下向沢遺跡	入間川字下向沢 1157-1	2 月 26 日	1797.06	遺構・遺物なし
47	今宿遺跡	広瀬台 1-521-37	2 月 28 日	155.50	昭和 44 年度本発掘調査済
48	上広瀬上ノ原遺跡	上広瀬 1362-2	3 月 18 日	37.52	工事立会い（遺構・遺物なし）
49	城ノ越遺跡	柏原字城ノ越 2337-9	3 月 26 日	132.27	平成 29 年度本発掘調査済
－	富士見北遺跡	富士見 1-2974-7	未実施	112.69	工事立会い（予定）
－	宮ノ越遺跡	柏原 3636-33	未実施	96.00	工事立会い（予定）
－	御所の内遺跡	柏原字御所ノ内 2431-3	未実施	1025.00	工事立会い（予定）

ウ　発掘調査

№.	調査名	所在地	調査日	面積（㎡）	調査結果
1	狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査（鳥ノ上・小山ノ上・上双木遺跡）	柏原字上双木 908-13 外	4 月 16 日～3 月 31 日	18,442.00	奈良平安時代竪穴住居跡 70 軒、掘立柱建物跡 11 棟、土壙 70 基、溝跡 8 条、ピット 116 基、性格不明遺構 3 件検出
2	城ノ越遺跡第 20 次	柏原字宮原 2236-41	1 月 7～24 日	100.00	奈良平安時代竪穴住居跡 1 軒、土壙 1 基、ピット 1 基検出

エ　出土品等整理作業

文化財センターで、出土品の接合・実測等の整理作業を実施した。

No.	調査名	洗浄	注記	接合	拓本	実測	ﾄﾚｰｽ	図面整理	原稿執筆
1	稲荷上遺跡第 7 次	○	○						
2	中原遺跡第 5 次						○	○	
3	今宿遺跡第 33 次	○					○		
4	戸張遺跡第 3 次				○		○	○	
5	鳥ノ上遺跡第 1 次						○	○	
6	宮地遺跡第 7 次		○	○			○	○	
7	城ノ越遺跡 19 次						○	○	
8	城ノ越遺跡 20 次	○							

3　管理

（1）指定文化財の維持管理

No.	業務・事業名	形態	実施等団体名
1	県指定史跡七曲井除草管理業務（除草 2 回）	委託	株式会社　狭山緑化土木
2	城山砦跡内除草・低木剪定等処分業務（2 回）	委託	株式会社　狭山緑化土木
3	史跡管理業務（史跡「富士塚」除草及び落葉等処分業務）（1 回）	委託	狭山市シルバー人材センター
4	影隠地蔵除草管理業務（清掃 12 回、除草 2 回）	委託	水富地区根山自治会
5	今宿遺跡除草管理業務（清掃、除草 3 回）	委託	日生さやま台自治会
6	下水野の地蔵尊除草管理業務（清掃、除草 12 回）	委託	下水野自治会
7	狭山市指定文化財説明板移動・再設置工事（徳林寺分）	工事	タカラ堂

（2）災害時の文化財管理

No.	災害	文化財名	被害状況
1	台風 19・20 号（8 月 24 日）	城山砦跡	狭山ニュータウン側入口に泥の流出を確認。人力で除去。
2	台風 21 号（9 月 5 日）	城山砦跡	狭山ニュータウン側入口に泥の流出を確認。人力で除去。
		七曲井	周辺のごみが飛来していたので、人力で除去。
		廣瀬神社の大ケヤキ	敷地内の樫が倒れた。氏子が対応。
		下水野の地蔵尊	信者による御札が剥がれかけていたので応急修繕。
3	台風 24 号	城山砦跡	倒木 4 本、上部で折れた木 4 本を確認、7 本処分。 狭山ニュータウン側入口に泥の流出を確認。人力で除去。

（3）文化財関係資料の整理

No.	整理対象	作業概要	数量
1	図面	ラベリング一覧表整備	2,190 枚
2	寄贈報告書	受付処理一覧表整備	604 冊
3	図書資料（電子化）	スキャニング一覧表整備	87 冊
4	遠藤三郎資料（電子化）	資料基本カードの電子版整備	754 件

4　補助

（1）指定文化財管理事業補助（指定文化財管理事業費補助金交付要綱）

No.	実施等団体名	事業内容	実績報告
1	廣瀬神社	廣瀬神社の大ケヤキ樹勢回復	①事前調査 土壌改良の施工箇所、施工手順の確認を管理者、樹木医、作業者立会いのもと行った。 ②土壌改良及び施肥 樹木医指導のもと、1・2号木周辺で施工箇所を選定し、重機による竪穴式土壌改良と水圧式土壌改良、圧搾空気式土壌改良及び施肥作業を実施した。

（2）指定文化財（民俗芸能）の振興事業補助（民俗芸能振興事業費補助金交付要綱）

No.	実施等団体名	事業内容	実績報告
1	入曽の獅子舞保存会	入曽の獅子舞 後継者育成	・8月26日、獅子舞保存会、役員会議。 ・9月3日、神社総代、獅子舞保存会、合同役員会議。 ・10月11～19日、金剛院庭にて獅子舞練習、午後7時～9時。 ・10月20日、金剛院にて獅子舞準備、午前8時～12時。同地にて揃い獅子舞挙行、午後3時から8時。 ・10月21日、金剛院より入間野神社に奉納舞午後1時～8時。 ・10月22日、金剛院にて用具手入、収納、反省会、午前8時～午後8時。
2	梅宮神社甘酒祭保存会	梅宮神社甘酒祭 後継者育成	・10月～、謡と踊りの練習（月1、2回） ・12月、甘酒祭り用具の点検 ・1月14日、甘酒の仕込み ・2月2～9日（節分の日を除く）、子供も含め、夜間に謡を練習。 ・2月10日、座揃式及び残酒の儀。 ・2月11日、第1、2神事（大祭）にて、謡の奉納。 ・2月12日、用具手入、収納、清掃。 ・2月、反省会。 ・3月、所沢税務署へ酒税の申告及び納税。
3	入間川鹿子舞保存会	入間川の鹿子舞 後継者育成	・8月30日～集中練習獅子舞練習 ・9月15日、雨天の為、鹿子巡行は中止。八幡神社会館内で2回舞を奉納。 ・9月16日、八幡神社を発し、旭町愛宕神社、峰町愛宕神社、祇園白山神社、八幡神社の順に舞を奉納。

4	狭山市民俗芸能祭囃子連合会	狭山市民俗芸能祭囃子 後継者育成	・5 月、新緑祭りにて囃子屋台 2 台で共演 ・7 月、西武文理大学伝統芸能講座公演（笹井豊年足踊り） ・8 月 5・6 日、七夕祭りにて 3 会場で囃子上演
5	上赤坂の獅子舞保存会	上赤坂の獅子舞 後継者育成	・8 月、婦人部着付習得会、子供習得会開催。 ・9～10 月、習得会。 ・10 月 20 日、赤坂まつり公開。
6	柏原郷土芸能会	柏原祇園ばやし 後継者育成	・毎土曜日、子供会員を対象に練習。 ・7 月 3 日、西武文理大学にて「風土と伝統文化」講義及び演奏。 ・7 月 14 日、柏原八坂神社宵宮祭 ・7 月 15 日、柏原八坂神社神幸祭 ・8 月 4 日、狭山市入間川七夕まつり会場で囃子演奏。 ・1 月 1 日、元旦祭

5　普及・啓発

（1）講座・展示

№.	開催日	事業名	参加人数	場所	主な内容
1	6 月 5 日	学校講座	65	広瀬小学校	縄文時代のくらし（講義）
2	6 月 14 日	学校講座	73	広瀬小学校	火おこしに挑戦
3	6 月 26 日	学校講座	73	今宿遺跡	講義、遺跡の見学
4	7 月 10 日	学校講座	36	御狩場小学校	火おこしに挑戦
5	8 月 8 日	出前講座	9	新狭山公民館	縄文土ッキーを作ろう、縄文土器の文様を作ろう、火おこしに挑戦
6	8 月 23 日	発掘体験	11	鳥ノ上遺跡	講義、発掘現場の見学、体験
7	8 月 24 日	発掘体験	12	鳥ノ上遺跡	講義、発掘現場の見学、体験
8	9 月 28 日	発掘体験	5	鳥ノ上遺跡	講義、発掘現場の見学、体験
9	10 月 23 日	ふじみ寿大学館外研修	45	鎌倉市	極楽寺および高徳院の見学
10	1 月 26 日	文化財防火デー防火訓練	65	柏原白鬚神社	第 36 回狭山市文化財防火デー防火訓練
11	2 月 2 日	文化財講習会	3	市立博物館	掛軸・茶碗の取り扱い
12	2 月 9 日	文化財講習会	3	市立博物館	和本・石碑の取り扱い
13	3 月 9 日	文化財講習会	18	市立博物館	平成 30 年度埋蔵文化財発掘調査概報、土器の整理作業
14	3 月 9～17 日	文化財展	－	市立博物館	文化財関係資料取扱い方法、平成 30 年度埋蔵文化財発掘調査概報
15	3 月 28 日	発掘体験	13	鳥ノ上遺跡	講義、発掘現場の見学、体験
16	3 月 29 日	発掘体験	11	鳥ノ上遺跡	講義、発掘現場の見学、体験

（２）刊行物

小山ノ上遺跡第12次調査の報告書を刊行し、市内公共施設および周辺自治体に配布予定。（印刷は遺跡調査会で実施。300 冊。）

（３）ホームページ等における公開

公開方法	内容	件数等
公式ホームページ	文化財関連調査報告書・資料 PDF ファイル	文化財年報 3 件公開
	博物館関連資料 PDF ファイル	3 件公開
全国遺跡報告総覧※	埋蔵文化財調査報告書 PDF ファイル	4 件公開

※　ホームページに掲載していた埋蔵文化財報告書を、独立行政法人 奈良国立文化財研究所及び島根大学が統括する『全国遺跡報告総覧』に登録し、ダウンロードの便を図った。

Ⅲ　資料

１　要綱

狭山市文化財関係資料取扱要綱

平成 30 年 6 月 11 日
教育長決裁

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　狭山市文化財保護条例(昭和 51 年 9 月 30 日条例第 25 号。以下「条例」という。)第 1 条の規定に基づき、狭山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)における文化財関係資料（以下「資料」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(収集の方法)

第 2 条　資料の収集は、購入、寄贈、寄託及び借用によって行う。

(台帳等)

第 3 条　購入及び寄贈によって収集した資料は、資料台帳(様式第 1 号)に記載するほか、資料証(様式第 2 号)を添付して保管するものとする。

2　寄託及び借用によって収集した資料は、それぞれ資料寄託台帳(様式第 3 号)及び資料借用台帳(様式第 4 号)に記載して原則狭山市立博物館（以下「博物館」という。）で保管するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条　資料の収集は、社会教育課長が行う。

2　社会教育課長は、前項の資料の収集をするに当たって必要が認められる場合、あらかじめ狭山市文化財保護条例（昭和 51 年 9 月 30 日条例第 25 号）第 4 条に定める狭山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

(収集の方針)

第 5 条　資料の収集は、条例第 1 条に規定する目的を達成するに必要な自然科学資料、人文科学資料として価値の高いものと認められるものについて行う。

(収集の基準)

第 6 条　収集する資料は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)狭山市に関する民俗、歴史、写真、地学、動物、美術、植物、考古等の資料。

(2) 狭山市の歴史の変遷を知るうえで特に必要と認められるもの。

(3) 所蔵資料の充実を図るうえで特に必要と認められるもの。

(4) 前 3 号に掲げる以外に、将来、これに相当するか、又は準ずるものとして教育委員会が認めたもの。

(収集する種類)

第 7 条　収集する資料の種類は、おおむね次に掲げる範囲とする。

(1) 古文書・古書・書・絵図・農具・民具・工芸品・骨董・写真・映像・考古資料。

(2) 前号に掲げる資料に関する補助資料。

(資料の一時預り)

第 8 条　教育委員会は、収集しようとする資料について鑑査及び評価の必要があると認める場合には、学識経験者等に意見を徴することができるものとする。この場合において、所有者より当該資料の引渡しを受けたときは、所有者に資料一時預り証(様式第 5 号。以下「一時預り証」という。)を交付するものとする。

第 2 章　寄贈

（寄贈の定義）

第 9 条　寄贈とは、個人又は団体の所有する資料を、条例第 1 条に規定する目的に供するため、教育委員会に所有権を移転することをいい、寄贈された資料を寄贈資料という。

（寄贈の手続）

第 10 条　教育委員会に資料を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、原則として資料寄贈申請書(様式第 6 号)を教育委員会に提出するものとする。ただし、寄贈資料について、教育委員会が博物館への収蔵が必要と認めた場合は、狭山市立博物館管理規則(平成 3 年 9 月 30 日教育委員会規則第 7 号。以下「博物館管理規則」という。) 第 8 条の規定を適用する。

2　教育委員会は、寄贈者からの資料の寄贈を承諾し、寄贈資料を受納した場合は、原則として寄贈者に対して、資料受領証(様式第 7 号)を交付するものとする。この場合において、第 8 条の規定により当該資料に係る一時預り証を交付しているときは、これと引換えに資料受領証を交付するものとする。

（寄贈経費の負担）

第 11 条　寄贈に要する経費は、寄贈者が負担するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（条件付寄贈の禁止）

第 12 条　教育委員会は、条件付の寄贈は原則として受納しないものとする。

（寄贈資料返還の禁止）

第 13 条　教育委員会に寄贈された資料は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

第 3 章　寄託

（寄託の定義）

第 14 条　寄託とは、個人又は団体の所有する資料を、教育委員会に保管を委任することをいい、保管を依頼された資料を寄託資料という。

（寄託の手続）

第 15 条　教育委員会に資料を寄託しようとする者(以下「寄託者」という。)は、資料寄託申請書(様式第 8 号)を教育委員会に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、寄託資料について、教育委員会が博物館への収蔵が必要と認めた場合は、博物館管理規則第 8 条の規定を適用する。

2　教育委員会は、寄託者からの資料の寄託を承諾し、寄託資料を受託した場合は、寄託者に対して、資料受託証(様式第 9 号)を交付するものとする。この場合において、第 8 条の規定により当該資料に係る一時預り証を交付しているときは、これと引換えに資料受託証を交付しなければならない。

（寄託経費の負担）

第 16 条　寄託に要する経費は、寄託者が負担するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（寄託資料の基準）

第 17 条　寄託資料の基準は、第 6 条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものであることを原則とする。

(1)　文化財保護関係法令による国又は県の指定品(複製品も含む。)

(2)　国又は地方公共団体等の主催する展覧会において特に優れたものとして認められた考古

資料、歴史資料、民俗資料又は美術作品

(3)　前2号に掲げられる以外のものであっても、将来これらに相当するか、又はこれらに準ずるものとして教育委員会が認定したもの

(寄託期間)

第18条　寄託資料の寄託期間は、1年以上3年以内とする。ただし、寄託を継続することを希望する場合は、寄託期間を更新することができる。

(寄託資料の保管)

第19条　寄託資料は、原則博物館で保管するものとし、博物館資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、寄託者の承諾を得ない資料は、館外貸出をしないものとする。

(寄託資料保管の責任)

第20条　寄託資料が事故又は災害によって損害を生じても教育委員会はその責めを負わないものとする。

(所有者の変更等)

第21条　寄託資料が売買、相続等により所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称、住所等に変更があったときは、その所有者(所有者変更の場合は、新所有者)は、所有権の移転その他氏名、名称等の変更を証明する書類を資料寄託受諾証に添えて、教育委員会に提出し、資料寄託受諾証の更新を受けなければならない。

(受託証の再交付)

第22条　資料受託証を亡失し、又は著しく破損したときは、寄託者は、これらを証明するに足る書類(破損の場合は、その資料受託証)を添えて、速やかに教育委員会から資料受託証の再交付を受けなければならない。

(寄託資料の返還)

第23条　寄託資料は、寄託期間の満了及び寄託期間内では寄託者の要求又は教育委員会の都合により返還するものとする。

2　寄託資料の返還は、資料寄託承諾証と引換えに行うものとする。

3　教育委員会の都合により返還する場合は、寄託者と協議の上行うものとする。

4　寄託資料の返還に要する経費は、前項の場合を除いては、寄託者が負担するものとする。

(寄託資料の一時返還)

第24条　寄託者は、寄託期間中において、祭典、法要、修理その他特別の事由があるときは、寄託資料の一時返還を受けることができる。

2　一時返還の期間は60日以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

3　一時返還期間中の寄託資料の管理については、教育委員会は、その責めを負わない。

(条件付寄託の禁止)

第25条　教育委員会は、条件付の寄託は原則として受託しないものとする。

第4章　借用

(借用の定義)

第26条　借用とは、展示又は調査研究、教育普及の必要なとき、所有者に依頼して、資料を借用することをいい、借用した資料を借用資料という。

(借用の手続)

第27条　教育委員会は資料を借用したときは、所有者に対して資料借用証(様式第10号)を発行するものとする。

(借用経費の負担)

第 28 条　借用に要する経費は、教育委員会が負担するものとする。

（借用資料の保管）

第 29 条　借用資料は、博物館で保管し、博物館資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、所有者の承諾を得ない資料は館外貸出しをしないものとする。

（借用資料保管の責任）

第 30 条　借用資料に損害が生じたときは、教育委員会はその責めを負わなければならない。ただし、教育委員会の責めに帰すことができない事由によって生じた損害は、この限りでない。

（所有者の変更等）

第 31 条　借用資料が売買、相続等により、所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称、住所等に変更があったときは、その所有者（所有者変更の場合は新所有者）は、所有権の移転その他氏名、名称等の変更を証明する書類を資料借用証に添えて、教育委員会に提出し、資料借用証の更新を受けなければならない。

（借用証の再交付）

第 32 条　資料借用証を亡失し、又は著しく破損したときは、所有者はこれらを証明するに足る書類（破損の場合は、その資料借用証）を添えて、速やかに教育委員会から資料借用証の再交付を受けなければならない。

（借用資料の返還）

第 33 条　借用資料の返還は、資料借用証と引換えに行い、所有者は受領書に記名するものとする。

2　借用期間内に返還するときは、所有者と協議の上行うものとする。

3　借用資料の返還に要する経費は、教育委員会が負担するものとする。

第 5 章　廃棄

（廃棄）

第 34 条　社会教育課長は、資料が損傷又はその他の理由により第 6 条の基準を満たさなくなったときは、それを廃棄することができる。

（廃棄手続）

第 35 条　社会教育課長は、資料を廃棄するときは、教育委員会に資料廃棄届（様式第 11 号）を提出するものとする。

2　社会教育課長は、前項の資料廃棄届を提出するに当たって必要が認められる場合、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

第 6 章　資料の特別利用及び貸出し

（特別利用）

第 36 条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、適当と認めたときに限り、教育委員会の管理する資料を模写、複写若しくは写真撮影又は教育委員会の写真原版を用いての印画作成（以下これらを「特別利用」という。）を許可することができる。ただし、博物館に収蔵されている資料については、博物館管理規則第 5 条の規定を適用する。

(1)　国、地方公共団体その他教育機関等が、調査研究、教育普及の用に供することを目的とする場合

(2)　満 18 歳以上の者が学術研究の用に供することを目的とする場合

(3)　その他教育委員会が特に必要があると認めた場合

2　前項の許可は、当該許可に係る資料が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないものとする。

(1)　保存上支障があると認められるもの。
(2)　所有者の承諾が得られないもの。
(3)　著作権者の承諾が得られないもの。
(4)　教育普及事業等の業務に支障をきたすもの。
(5)　公共の福祉を阻害するおそれがあるもの。
(6)　その他教育委員会が特別利用することが適当でないと認めたもの。

(特別利用の手続)

第 37 条　資料の特別利用を希望する者は、資料特別利用許可申請書(様式第 12 号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料又は借用資料である場合は、所有者の同意を得なければならない。

2　教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、資料特別利用許可書(様式第 13 号)を発行するものとする。

(目的外使用の禁止)

第 38 条　特別利用をする者は、資料を申請に記載した目的以外に使用してはならない。

(特別利用の場所)

第 39 条　特別利用は、社会教育課長又は社会教育課長が指定した者の立合いのもとに、指定した場所で行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(出版物等掲載)

第 40 条　特別利用の許可を受けた者が、特別利用によって複製された資料を出版物等に掲載しようとするときは、次に掲げる条件に従わなければならない。

(1)　写真原版に係る著作権は、教育委員会に帰属させること。
(2)　出版掲載物の中に「狭山市教育委員会所蔵」又は「狭山市教育委員会提供」の旨を明記すること。
(3)　出版物等を出版後速やかに教育委員会に寄贈すること。

(貸出し)

第 41 条　教育委員会は、次に掲げる場合に限り、資料(原則として寄託資料及び借用資料を除く。)の貸出しを許可することができる。

(1)　国立の博物館及び博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)による博物館並びにこれに相当する施設が行う展示、調査研究又は教育普及の用に供する場合
(2)　その他教育委員会が特に必要があると認めた場合

2　教育委員会は、資料の貸出しをする場合において、特に必要があると認めたときは、連帯保証人の保証を求めることができる。

(貸出しの手続)

第 42 条　教育委員会が所蔵している資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、資料貸出許可申請書(様式第 14 号)を教育委員会に提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館に収蔵されている資料については、博物館管理規則第 6 条の規定を適用する。

2　前項の許可は、資料貸出許可書(様式第 15 号)を交付して行うものとする。

3　借受者は、許可された資料借出しの際、資料貸出許可書を提出しなければならない。

(貸出し許可の条件)

第 43 条　教育委員会は、資料の貸出しを許可する場合には、当該資料の管理等について、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

(1)　借受者は、貸出しを受けた資料(以下「貸出資料」という。)を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(2)　貸出資料の取扱いは、学芸員又はこれと同等の資格を有すると認められる者が行うこと。
(3)　貸出資料の貸出し、保管及び返納に要する費用は、すべて借受者の負担とすること。
(4)　借受者は、貸出資料の利用目的以外の用に供してはならないこと。また、使用状態を証明・確認できる成果品を提出すること。
(5)　展示は、原則としてケース内展示とし、「狭山市教育委員会所蔵」の旨を明示すること。
(6)　借受者において貸出条件に違反する行為があるとき、又は特別の事由が生じたときは、貸出期間中であっても貸出しを取り消す場合があること。
(7)　前号の場合において、生じた借受者又は第三者の損害については、教育委員会はその責めを負わないものであること。
(8)　貸出資料のうち、あらかじめ教育委員会が指定した資料については、借受者において損害保険をかけなければならないこと。
(9)　前各号に定めるほか、社会教育課長又は社会教育課長が指定した者の指示に従うこと。

(貸出期間)

第 44 条　貸出資料の貸出しの期間は、60 日以内とする。ただし、借受者から貸出期間の延長の申請があった場合は、延長を許可することができる。

(貸出資料の返納)

第 45 条　貸出資料の返還は、社会教育課長又は社会教育課長が指定した者が当該資料を点検し、異状のないことを確認した後資料借用証と引換えに行い、受領書に記名するものとする。

(損害賠償)

第 46 条　資料の特別利用及び貸出しを受けたものは、自己の責めに帰すべき理由により、資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

※様式略

２　狭山市の指定文化財

（１） 県指定文化財

ア　工芸品

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
1	S29.10.23	さはりの壺	入間川３－６－14	八幡神社	「さはり」とは、銅を主として錫・鉛（または銀）を加えた、黄白色の合金のことである。壺の高さ18.7cm、直径10cm、口径7cm。

イ　古文書

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
2	S34.3.20	篠井家文書	笹井	個人蔵	篠井家は江戸時代まで笹井観音堂とよばれた本山派修験・聖護院末28院の１寺院で、その修験関係文書16通が指定を受けている。

ウ　無形民俗文化財

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
3	S54.3.27	入曽の獅子舞	南入曽４６０金剛院 南入曽６４１入間野神社	入曽の獅子舞保存会	毎年10月に、金剛院と入間野神社に奉納される。１日目は金剛院で揃獅子を、2日目は金剛院で前狂い・入間野神社で全曲が奉納される。
4	H4.3.11	梅宮神社の甘酒祭り	上奥富５０８梅宮神社	梅宮神社甘酒祭保存会	毎年2月10日に座揃式、2月11日に大祭が行われる。関東地方には珍しい頭屋制（氏子組の輪番制）で祭が運営されている。

エ　史跡

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
5	S24.2.22	七曲井	北入曽１３６６	常泉寺	武蔵野の歌枕として名高い「ほりかねの井」の1つといわれる。9世紀後半から10世紀前半にかけて掘られたと考えられる。

オ　旧跡

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
6	S36.9.1	堀兼之井	堀兼２２２０	堀兼神社	枕草子や千載和歌集で「ほりかねの井」とよばれる漏斗状井戸の１つ。直径7.2m、深さ1.9m。

カ　天然記念物

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
7	H10.3.17	広瀬神社の大ケヤキ	広瀬 2－23－1	広瀬神社	1本が高さ約32m、幹周り約6.3m、もう1本が高さ約27m、幹周り約6.1m。樹齢はいずれも約800年と推定され、まれにみる巨木である。
8	H15.3.18	笹井産出アケボノゾウ骨格化石	稲荷山 1－23－1 博物館	狭山市	アケボノゾウは体高1.5～1.8m、体重2～3tと推定され、小柄で長いキバを持つ。入間川流域の笹井で骨格化石が発掘されている。

（２） 市指定文化財

ア　建造物

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
9	S48.3.1	天岑寺惣門	沢5－34	天岑寺	総欅材で、屋根は瓦葺切妻、門全体は沖縄風の様式が感じられる。表間口3.64m、奥行き3mの四脚門である。
10	S48.3.1	広福寺山門	下奥富844	広福寺	白壁が美しい竜宮造りの建築様式をとり、入母屋造りの瓦葺屋根の下は鐘楼になっている。
11	S48.3.1	八幡神社本殿	入間川 3－6－14	八幡神社	唐破風向拝付、千鳥破風付入母屋造りという建築様式で、周囲には見事な彫刻が施されている。
12	S61.11.1	随身門及び二神像	堀兼2220	堀兼神社	市内唯一の随身門で、桁行6.85m、梁行4.12m、単層入母屋造りの八脚門である。朱塗り門の両側には神像が安置されている。

イ　絵画

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
13	S50.3.1	白鬚神社韋駄天の額	柏原1153	柏原白鬚神社	絵馬様式で、幅179cm、左右の高さ113cm、中央の高さ131cm。宝棒を振り上げ、仏舎利を奪った魔王を追いかけている姿が描かれている。
14	S51.4.1	仙人の図	柏原	個人蔵	鉄拐（てっかい）と蝦蟇（がま）が一幅ずつ描かれ、2つで一対をなしている。柴田是真（1807～1891）作。
15	S50.3.1	ねずみの図	柏原1059（博物館に寄託）	西浄寺	木の額に描かれた彩色画で、たくさんのねずみが張子の小槌を作っている姿が描かれている。河鍋暁斎（1831～1889）作。
16	S52.9.1	桃園三傑図	上奥富508	梅宮神社	劉備・関羽・張飛の3人が、桃の木の下に会し、兄弟の盟を結んでいるところが描かれている。縦125cm、横180cm、堤等琳作。

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 （管理者）	概要
17	S61.11.1	絹本着色釈迦涅槃図	入間川 2－3－11	徳林寺	釈迦が亡くなったときに、弟子や諸王らが嘆き悲しんでいる姿が描かれている。縦 177.5cm、横 104cm。
18	S61.11.1	絹本着色釈迦八相図	入間川 2－3－11	徳林寺	釈迦の生涯における主要な事跡を、絹本着色釈迦涅槃図と合わせて八つとなるように描いたもの。縦 188.5cm、横 105cm。
19	S61.11.1	紙本着色両界曼荼羅	上奥富354	瑞光寺	金剛界曼荼羅と胎蔵界曼荼羅からなる二幅の絵画で、和紙に彩色で描かれている。いずれも、縦 90.5cm、横 81cm。
20	S61.11.1	紙本地蔵十王図付他二幅	根岸 2－5－1	明光寺	十王、地蔵菩薩、脱衣婆、修羅の図を合わせて十三幅からなる仏画。いずれも、縦 93cm、横 39cm。

ウ　彫刻

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 （管理者）	概要
21	S51.4.1	慈眼寺阿弥陀如来像	入間川 1－9－37	慈眼寺	ケヤキの一木造。均衡のとれた姿をし、豊かな顔立ちをしている。像高 73cm。
22	S61.11.1	木造聖観世音菩薩坐像	北入曽1366	常泉寺	観音堂の本尊。左手はつぼみの蓮華を持ち、右手は掌を開いて施無畏印を結んでいる。寄木造、像高 54cm。
23	S61.11.1	木造地蔵菩薩立像	南入曽460	金剛院	左手に宝珠、右手に錫杖を持ち、顔立ちは豊かで穏やかである。寄木造、像高 79cm。
24	S61.11.1	銅造聖観世音菩薩立像	柏原1027	円光寺	通肩の法衣を着て、頭髪は宝髻（ほうけい）に結い、左手に蓮華のつぼみを持ち、右手は施無畏印を結んでいる。像高 41.5cm、全体高 48cm。
25	S61.11.1	木造不動明王及び二童子立像	柏原2492	永代寺	両眼を大きく開き、右手に剣、左手に索を持った不動明王が、二童子を従えた一組の像である。不動明王の像高 72.2cm、二童子の像高 41.7cm。
26	S61.11.1	木造千手観世音菩薩坐像	広瀬 2－20－1	禅龍寺	11 面 42 手を持ち、光背は舟形の透かし彫りで、雲の中に 11 面の円鏡が散りばめられている。像高 64.6cm。
27	S61.11.1	木造宝冠釈迦如来坐像	笹井 2－17－8	宗源寺	口元から少し白い歯をのぞかせていることから、歯仏とか微笑釈迦牟尼仏ともいわれている。像高 38cm。
28	H29.2.1	木造薬師三尊像並びに十二神将像	東三ツ木 8－1	天岑寺	薬師如来坐像は応永 6 年（1399）常仁の作で寄木造、十二神将像は一木造で、作風から、鎌倉時代後半から室町時代にかけて鎌倉を中心に流行した様式のものと考えられる。日光・月光菩薩像も一木造だが、他の像と違い、江戸時代前期のものと考えられる。

エ　工芸品

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
29	S51.4.1	梅宮神社鰐口	上奥富508	梅宮神社	鰐口は、下方に大きな割れ目があり、布縄で参拝者がたたき鳴らす丸型の鳴器のこと。現在は片側のみ残っている。青銅製、直径 14cm。
30	S61.11.1	御正体(懸仏)	柏原1153	柏原白鬚神社	全部で5面ある。大小の違いはあるものの、青銅の鋳物で円鏡型をなし、十一面観世音菩薩像が鋳出されている。
31	S61.11.1	大水作鎗	柏原	個人蔵	柏原の鎗鍛冶師、増田大水の作で、「武州柏原住大水作」という銘文が刻まれている。全長67.8cm、穂先の長さ 23.5cm。
32	S61.11.1	神輿	広瀬2－23－1	広瀬神社	宝形造で、屋根の頂上には鳳凰が立つ、豪華絢爛な神輿。下框の長さ 122cm、屋根上鳳凰までの高さ 228cm。
33	H29.2.1	堀兼神社(富士浅間社)本殿厨子附　棟札一枚	堀兼2220	堀兼神社	本殿厨子は、黒漆塗りで、前面の扉や梁に、当時流行した意匠や図柄が彫り込まれ、江戸時代前期から中期ごろの武蔵国農村地域の宗教建築の特徴を残している。また、本殿建立の経過が棟札に記載され、神社の歴史が明らかになった。

オ　書跡

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
34	S52.9.1	梅宮神社神号	上奥富508	梅宮神社	「梅宮神社」と彫られた部分に白色塗装が施された木製額。筆者は、儒学者・亀田鵬斎。縦 43.7cm、横 115.6cm。

カ　古文書

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
35	S51.4.1	広瀬村境界絵図面及び分見野帳	広瀬	個人蔵	江戸期、入間川が氾濫するたび両岸の村との境界が不明瞭となり、その境界をはっきりさせるために、この図が作られた。

キ　無形文化財

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
36	S52.9.1	笹井豊年足踊り	笹井1962 笹井白鬚神社	笹井豊年足踊り保存会	笹井囃子の演目の1つ。一人の演者が仰向きに寝て両足を立て、足の甲に面（ひょっとこ・おかめ）をつけ、衣装を着せ、囃子に合わせて演じるものである。

ク　無形民俗文化財

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
37	S46.4.1	八幡神社鹿子舞	入間川3－6－14八幡神社	入間川鹿子舞保存会	神仏分離政策のとき「獅子でなく鹿子である」といって禁をまぬがれたといわれ、「各盞の儀」と呼ばれる儀式が行われるのも特徴である。
38	S52.9.1	広瀬囃子	広瀬2－23－1広瀬神社	広瀬囃子連	江戸末期、笛の村木佐平、天狐の飯島喜十郎を中心におこり、県内では珍しい神田古囃子を今に伝えている。
39	S52.9.1	入曽囃子	北入曽274－1野々宮神社	入曽囃子保存会	地元の里神楽を土台に、江戸徳丸より芸人を招き、田口保明など土地の有志に伝授され始まったといわれている。
40	H9.6.2	広瀬浅間神社の火まつり	上広瀬983－2富士浅間神社	水富㋕講中	養蚕の豊作、安産、富士山の鎮火を祈願するために行われる。祭の中心となる「お焚き上げ」は、桑の枝を円柱状に束ねた大・小のたいまつを燃やすもので、近隣には見られない大変貴重なものである。
41	H9.6.2	お諏訪さまのなすとっかえ	入間川4－2－41諏訪神社	社務所管理委員会	自作のなすを奉納し、神前に供えてある別のなすをもらって帰り食べると、暑気あたりなど疫病一切に霊験あらたかとされている。
42	H15.11.4	西方囃子	奥富地区	西方囃子保存会	江戸時代に入曽囃子より伝わり、江戸神田囃子の流れをくむ。大正年間、一時途絶えた入曽囃子に逆に伝授したといわれている。
43	H15.11.4	柏原祇園囃子	柏原地区	柏原郷土芸能会	入間市高倉から伝えられた市内唯一の祇園囃子。柏原八坂神社の「天王さま」の夏祭り等で上演されている。
44	H17.12.1	上赤坂獅子舞	上赤坂地区	上赤坂獅子舞保存会	一人立ち三頭のササラ獅子舞。古い太鼓の内側には「安永２年（1773）９月修理」と記されていた。

ケ　有形民俗文化財

No.	指定年月日	名称	所在地	所有者（管理者）	概要
45	S48.3.1	天岑寺月待供養の碑	沢5－34	天岑寺	幅 40cm、高さ 131cm という大型の板碑で、阿弥陀三尊来迎図が描かれている。市内に約 300 基ある板碑の中でも代表的なものである。
46	S61.11.1	絵馬「子返しの図」	柏原1153	柏原白鬚神社	「間引き」（口べらしのために親が生児を殺すこと）をいましめるために奉納されたもの。木製額型で、縦 44.3cm、横 81.7cm。「陰陽和合図」と一対と考えられる。
47	H25.2.1	絵馬「陰陽和合図」	柏原1153	柏原白鬚神社	富士信仰に基づく産育や孝行の思想を絵解きする内容の絵馬。木製額型で、縦 44.3cm、横 81.7cm。「子返しの図」と一対と考えられる。

コ　史跡

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 （管理者）	概要
48	S48.3.1	清水濱臣の墓	狭山531	天岑寺	濱臣は江戸中期の高名な国学者。父・道円が、川越在田中村（現・狭山市狭山）の出身という関係で安穏寺（廃寺）跡に墓がある。
49	S52.9.1	清水八幡	入間川 3－35－9	八幡神社	入間河原で源頼朝の追手に討ち果たされた、清水冠者義高（源義仲の嫡子）をまつるために造られたと伝えられている。
50	S50.3.1	生越道々標	下奥富 496－3	狭山市	昔は武蔵野の一本松道標と呼ばれた。石造角柱型の4面には東西南北と刻まれ、それぞれの行き先地が書かれている。
51	S48.3.1	城山砦跡	柏原 2346－2他	小谷野家・早川家・狭山市	市内唯一の中世城郭で、別名「上杉砦」ともいわれる。「川越夜戦」で上杉憲政などが陣を敷いたと伝えられている。
52	S51.4.1	今宿遺跡	広瀬台 1－22	狭山市	縄文早期から奈良・平安時代（弥生を除く）の住居跡や古墳が数多く見つかり、その内の住居跡3軒が保存（1軒は復元）されている。
53	S52.9.1	影隠地蔵	柏原204－1	狭山市	源頼朝の追手に追われた清水冠者義高が、この地蔵尊の影に隠れて難を逃れた、との言い伝えがある。
54	S55.6.2	清水宗徳之墓	上広瀬 976付近	清水家	清水宗徳は、機械製糸工場の開設、入間馬車鉄道の敷設などを行い、県議会議員・衆議院議員としても地域発展のために貢献した人である。
55	H18.12.1	旗本小笠原家墓所	沢1120－1	天岑寺	天岑寺を開基した小笠原氏12代にわたる家族の墓所。宝篋印塔・笠付角柱型墓石など43基の墓塔がある。
56	H25.2.1	下水野の地蔵尊	南入曽 63－1先	狭山市	水野の新田開発にかかわり亡くなった人を供養するとともに、その子孫の現世と来世の安楽を願って造られたと考えられている。

サ　天然記念物

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 （管理者）	概要
57	S48.3.1	羽黒神社菩提樹	加佐志174	羽黒神社	シナノキ科落葉高木で、6・7月頃淡黄色の花が咲き、葉の裏に直径 8㎜ ほどの実を結ぶ。高さ約10m、幹周り約1.9m、樹齢約550年。

3　狭山市内の遺跡一覧・遺跡分布図

【狭山市内遺跡一覧（括弧内は県遺跡番号）】

1　東八木窯跡群（22049）奈・平
2　八木遺跡（22068）縄（前・中）、奈・平
3　八木北遺跡（22021）奈・平
4　八木上遺跡（22022）縄（前・中）、奈・平
5　沢口上古墳群（22020）古（後）
6　笹井古墳群（22019）古（後）
7　沢口遺跡（22080）縄（早～中）、古、奈・平
8　宮地遺跡（22018）縄（中）、奈・平
9　金井遺跡（22071）中
10　金井上遺跡（22023）縄（草・前）、奈・平、中
11　上広瀬上ノ原遺跡（22007）縄（草）、奈・平
12　霞ヶ丘遺跡（22004）縄（中）、奈・平
13　今宿遺跡（22002）縄（早～中）、奈・平
14　上広瀬古墳群（22001）古（後）
15　森ノ上西遺跡（22079）先
16　森ノ上遺跡（22008）縄（中）奈・平
17　富士塚遺跡（22009）縄（中）奈・平
18　鳥ノ上遺跡（22010）奈・平
19　小山ノ上遺跡（22011）縄（中・後）、古～中
20　御所の内遺跡（22012）奈・平
21　英遺跡（22074）奈・平、中
22　城ノ越遺跡（22013）縄（前・中）、奈・平、中
23　宮ノ越遺跡（22016）縄（前・中）、奈・平
24　字尻遺跡（22075）縄（前～後）、奈・平
25　丸山遺跡（22037）縄（早・前～後）奈・平
26　金井林遺跡（22035）縄（前～後）
27　鶴田遺跡（22044）縄（前・中）
28　上ノ原東遺跡（22065）奈・平
29　上ノ原西遺跡（22063）縄（中）
30　半貫山遺跡（22061）中
31　稲荷山遺跡（22058）縄（後）
32　前山遺跡（22059）縄（中）
33　高根遺跡（22062）縄（早・中・後）
34　町久保遺跡（22034）縄（中）、奈・平、中
35　宮原遺跡（22017）縄（前～後）
36　下双木遺跡（22078）縄（草）
37　上双木遺跡（22077）縄（中・後）、奈・平
38　上広瀬西久保遺跡（22073）奈・平
39　西久保遺跡（22069）先、縄（草）、奈・平
40　東久保遺跡（22070）先
41　上諏訪遺跡（22086）縄（中・後）
42　滝祇園遺跡（22066）縄（草～後）、古、奈・平
43　峰遺跡（22024）縄（中・後）、奈・平
44　戸張遺跡（22026）縄（前・中）、奈・平
45　揚櫨木遺跡（22027）縄（前・中）、奈・平
46　坂上遺跡（22030）縄（中）、奈・平
47　稲荷上遺跡（22032）縄（前・中）、奈・平
48　上中原遺跡（22039）先
49　中原遺跡（22038）縄（早～後）、奈・平
50　沢台遺跡（22079）縄（中）、奈・平
51　沢久保遺跡（22041）縄（中）
52　下向沢遺跡（22042）縄（中・後）、奈・平
53　吉原遺跡（22067）縄（前）
54　下向遺跡（22085）縄（前～後）
55　台遺跡（22084）縄（前～後）
56　稲荷山公園古墳群（22052）古（後）
57　稲荷山公園遺跡（22051）縄（中）
58　石無坂遺跡（22083）縄（中）奈・平
59　富士見西遺跡（22082）縄（中）、奈・平
60　富士見北遺跡（22072）縄（前・中）、奈・平
61　富士見南遺跡（22081）縄（中）
62　町屋道遺跡（22088）縄（前～後）、奈・平
63　七曲井（22046）中
64　堀兼之井（22047）中
65　八軒家の井（22076）中
66　八木前遺跡（22087）縄（前・後）
67　堀難井遺跡（22089）中

※先：先土器時代、縄：縄文時代、古：古墳時代、奈・平：奈良・平安時代、中：中世

狭山市

Ⅳ　報告等

平成 30 年度

狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務

埋蔵文化財（鳥ノ上・小山ノ上・上双木遺跡）発掘調査実績報告書

写真：F 区空撮写真

埼玉県狭山市教育委員会

平成 30 年度

狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務

埋蔵文化財（鳥ノ上・小山ノ上・上双木遺跡）発掘調査実績報告書

１	契約件名	狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務
２	遺跡名	鳥ノ上遺跡（市遺跡番号№18・県遺跡番号 22－010）
		小山ノ上遺跡（市遺跡番号№19・県遺跡番号 22－011）
		上双木遺跡（市遺跡番号№37・県遺跡番号 22－077）
３	調査面積	約 18,442 ㎡（全体の調査予定面積 72,294.60 ㎡）
４	調査期間	平成 30 年 4 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日
５	調査主体者	狭山市教育委員会
６	調査担当者	狭山市教育委員会　調査担当　三ツ木康介・安井智幸

遺跡の概要

鳥ノ上遺跡は埼玉県狭山市柏原字笹久保に所在し、西武新宿線狭山市駅から北西に約 2 ㎞付近に位置している。

遺跡は入間川左岸の台地上にあり、遺跡の範囲は南北約 600ｍ、東西約 450ｍの広範囲に及ぶ。立地面の標高は南西端約 64ｍ、北東端約 50ｍであり、南西から北東に向かって緩やかに傾斜し、遺跡東端部ではかなりの傾斜をもっている。

小山ノ上遺跡は狭山市柏原字小山ノ上に所在する、縄文・古墳・奈良・平安時代の集落遺跡で、遺跡中央には県道堀兼・根岸線が走っている。入間川左岸の台地上に位置し、標高は北端部で約 54ｍ、南端部で約 61ｍ、沖積地との比高差は約 11ｍを測る。

武新宿線狭山市駅から北西に約、遺跡北東部が縄文時代、遺跡中央部が古墳時代、遺跡南半部が奈良・平安時代と考えられており、また遺跡北東部には古墳の石室で使用されたと思われる河原石が 20 個ほど見つかっており、古墳も存在していた可能性がある。

上双木遺跡は入間川左岸のやや奥まった台地上にある小谷の谷底から右岸斜面にかけて位置する。標高は谷底部で 58ｍ、遺跡東端部で 62ｍほどある。

遺物の散布状況は希薄だが、金くそ・とりべ片などが採集できていることから、製鉄に関係する遺跡の可能性もある。

調査の経過

平成 30 年度の調査は平成 30 年 4 月 16 日から開始し、平成 31 年 3 月 31 日に終了した。経過は別紙の通りである。また、調査区が広大なため、ある程度の面積ごとに調査区設定し、発掘調査を実施した。調査区は A から割り振り、3 月 31 日時点で O 区まで設定した。調査は A から H、J から N 区までが終了した。なお、添付図面の遺構の略号は、SJ が住居跡、SB が掘立柱建物跡、SD が溝跡、SA が柵列、SK が土壙、SX が不明遺構を示す。

調査成果の概要

各調査区の調査では、奈良平安時代の須恵器坏や土師器甕、その他にも完形品に近い須恵器甕や鉄鏃、畿内産と思われる黒色（内黒）土器が出土している。集落の時期は現状出土している土器の器形等から推定するに８世紀前半から９世紀後半と考えられる。

出土遺構の特徴として、竪穴住居跡は、カマドの中心を主軸とした場合、全体的に住居の右側に主軸が寄っている住居跡が多く見られる点が挙げられる。また、掘立柱建物跡は、L 区や調査中のＯ区で多く検出されており、倉庫群のようなものが有った可能性が考えられる。溝跡は、F 区から M 区にかけてほぼ南北に通っている溝や、G 区から H 区にかけ通っている溝が検出されている。G 区から M 区にかけての溝は掘立柱建物跡群の主軸方向とほぼ同じであり、関連性が伺える。F 区から H 区にかけて通っている溝は調査中のＯ区で直角に曲がっていることが判明しており、溝の内と外で明確な区画がなされていたと考えられる。

なお、調査面積、検出遺構は別紙の通りである。面積についてはおおよその面積を記載している。I 区、Ｏ区は調査中のため、遺構数は確認作業での数のため、今後の発掘作業により増減する可能性がある。

狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務　作業経過表

		A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	H区	その他・備考
4月	上旬									
	中旬	・16日調査開始								
	下旬	・24日終了								
5月	上旬		・7日調査開始							・1日プレハブ等設置
	中旬			・15日調査開始						
	下旬									
6月	上旬									
	中旬									
	下旬		・26日終了							
7月	上旬									
	中旬					・17日調査開始				
	下旬			・25日終了			・21日調査開始			
8月	上旬									
	中旬							・13日調査開始		
	下旬									・30、31日発掘調査体験事業
9月	上旬								・5日調査開始	
	中旬					・13日終了				
	下旬									・27日発掘調査体験事業

※調査開始は該当調査区の表土剥ぎ開始日を記載
※調査終了は該当調査区の空撮・平面測量終了日を記載

狭山工業団地拡張地区基盤整備事業発掘調査業務　作業経過表

		F区	G区	H区	I区	J区	K区	L区	M区	N区	O区	その他
10月	上旬											
	中旬											
	下旬				・23日調査開始							
11月	上旬		・2日終了									
	中旬											
	下旬	・21日終了				・20日調査開始	・28日調査開始					
12月	上旬											
	中旬											
	下旬											
1月	上旬										・7日調査開始	
	中旬			・17日終了				・15日調査開始				
	下旬					・24日終了	・31日終了					
2月	上旬								・4日調査開始	・8日調査開始		
	中旬											
	下旬											
3月	上旬											
	中旬							・19日終了		・19日終了		
	下旬								・25日終了			

※調査開始は該当調査区の表土剥ぎ開始日を記載
※調査終了は該当調査区の空撮・平面測量終了日を記載

調査遺構等一覧表

1．調査遺構数

調査区名	面積（㎡）	検出遺構数						調査経過
		竪穴住居跡	掘立柱建物跡	土坑	溝状遺構	性格不明遺構	ピット	
A区	1,200			7				済
B区	3,035	7	4	21		1		済
C区	577	1		4		1		済
D区	990	13	2	13		1	2	済
E区	828	6	1	8				済
F区	1,885	6	2	7	2		7	済
G区	937	3		2			9	済
H区	1,100	8		4	2		28	済
I区	950	6		33	1			
J区	1,100	3		1				済
K区	800	4						済
L区	2,500	10	2	2				済
M区	1,140	8		1	1		70	済
N区	1,000	1			2			済
O区（道路部分）	400	7	4	1				
合計	18,442	83	15	104	8	3	116	

狭山市鳥ノ上遺跡3次　B区全体図

図面番号

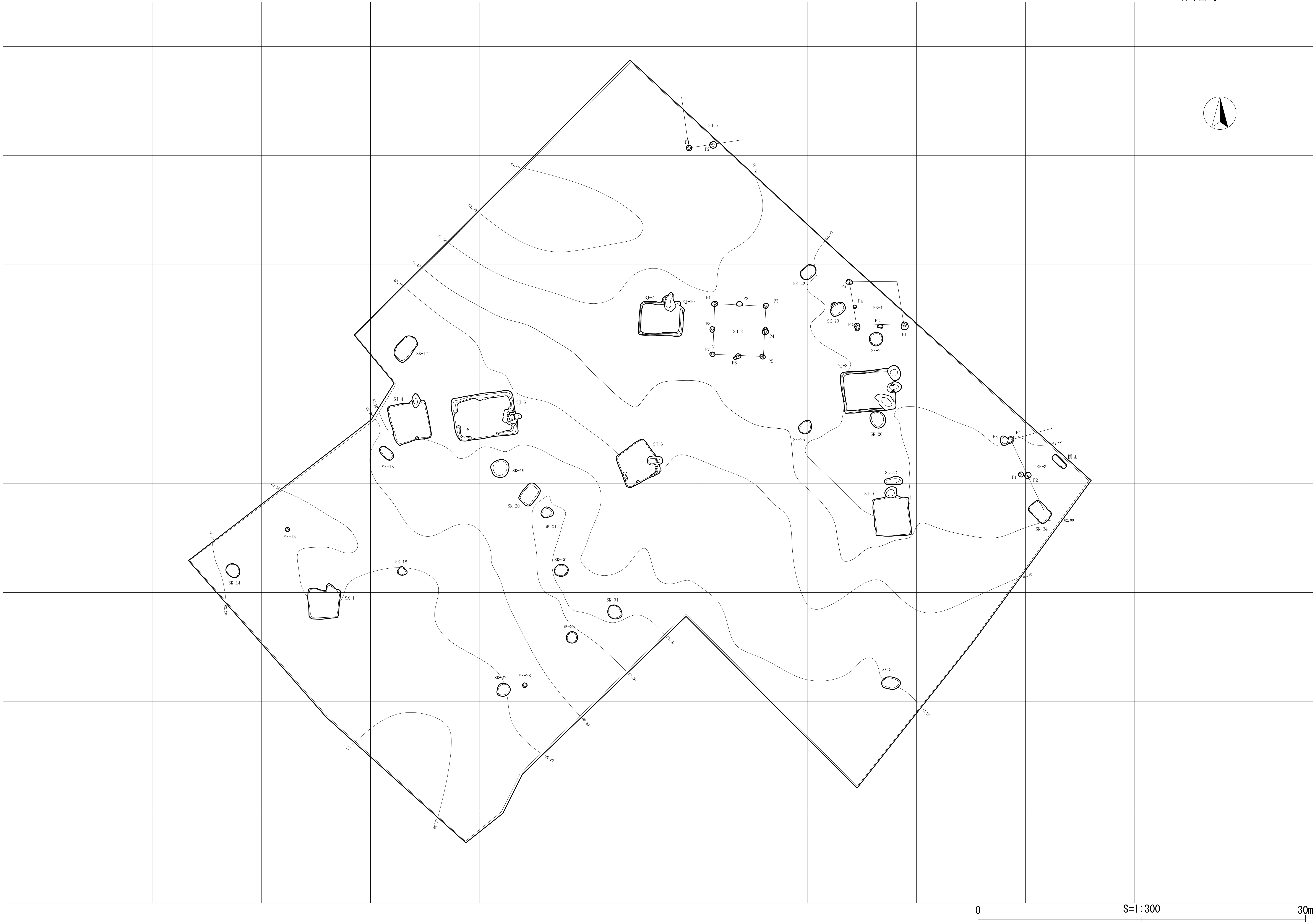

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　C区全体図

図面番号

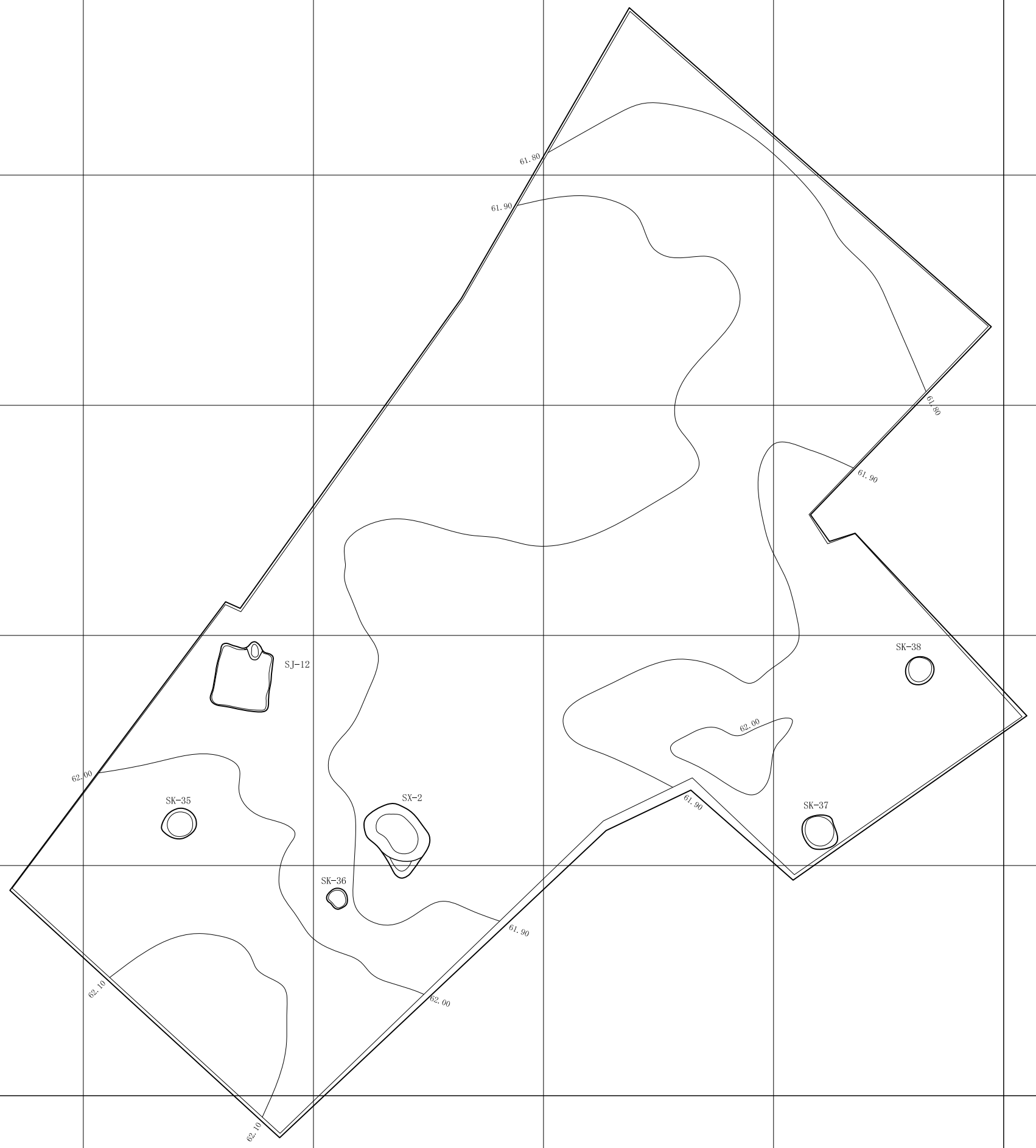

0　S=1:200　20m

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　D区全体図

図面番号

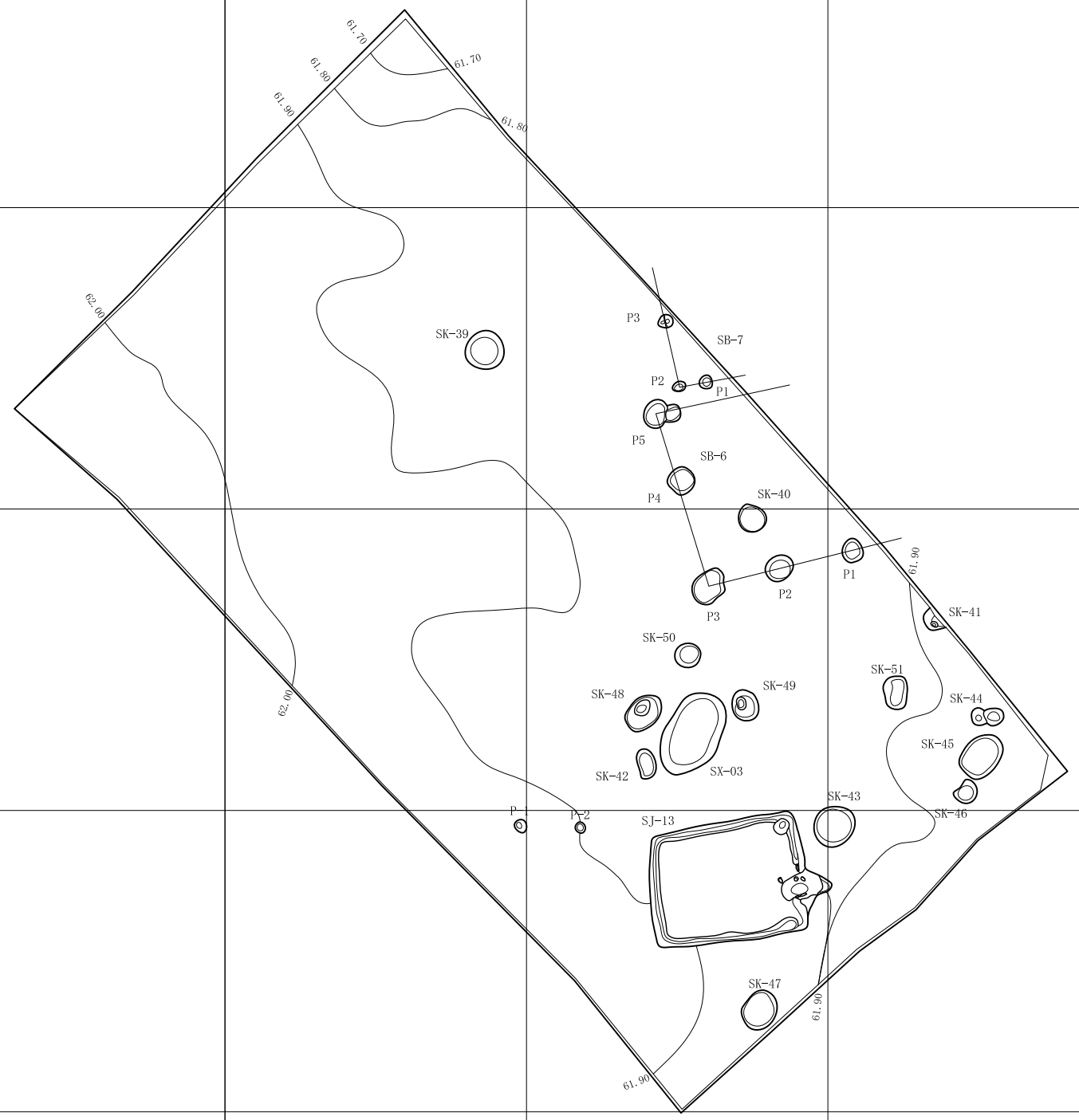

0　S=1:200　20m

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　E区全体図

図面番号

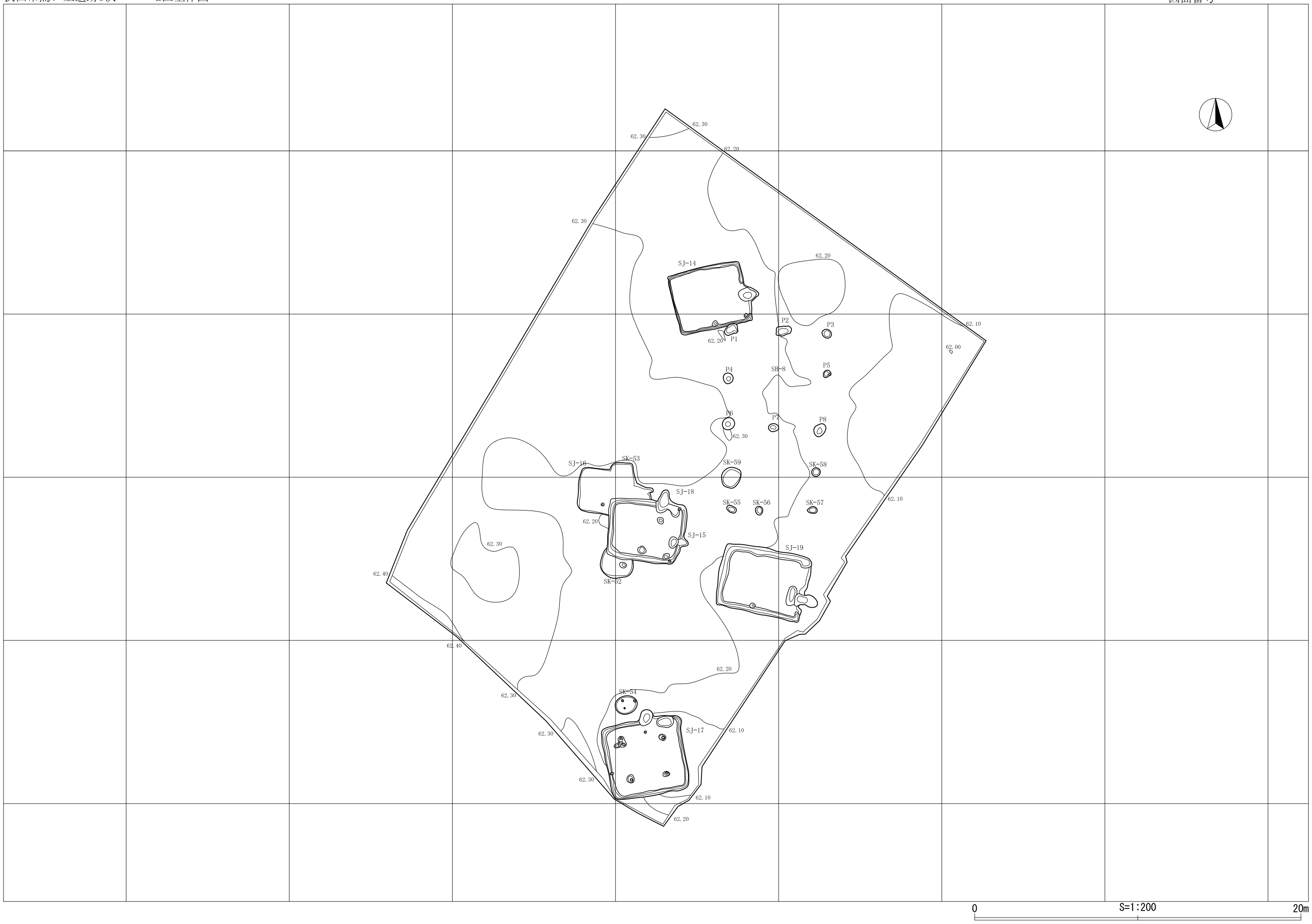

0　S=1:200　20m

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　F 区 全体図

図面番号

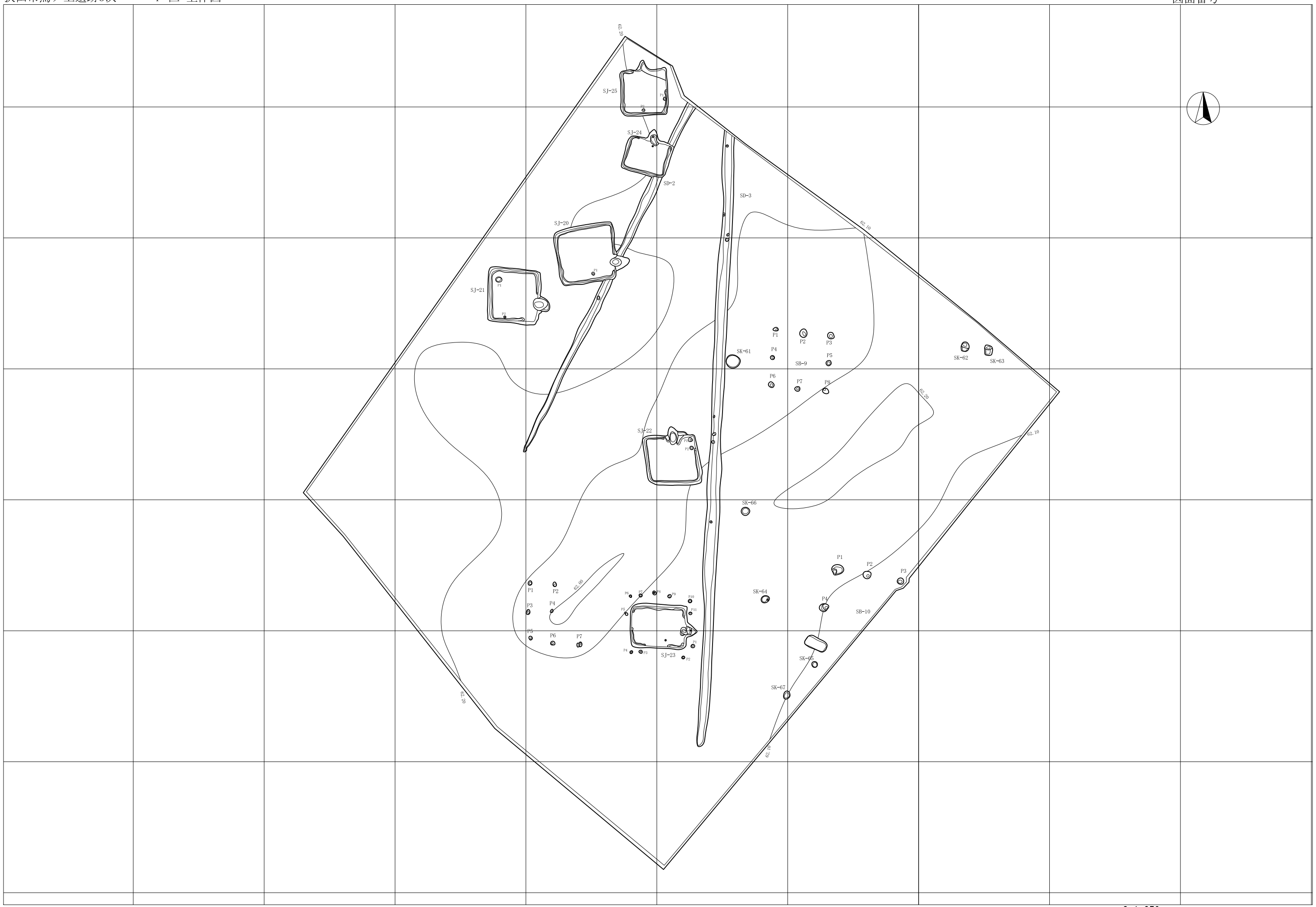

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　G 区 全体図

図面番号

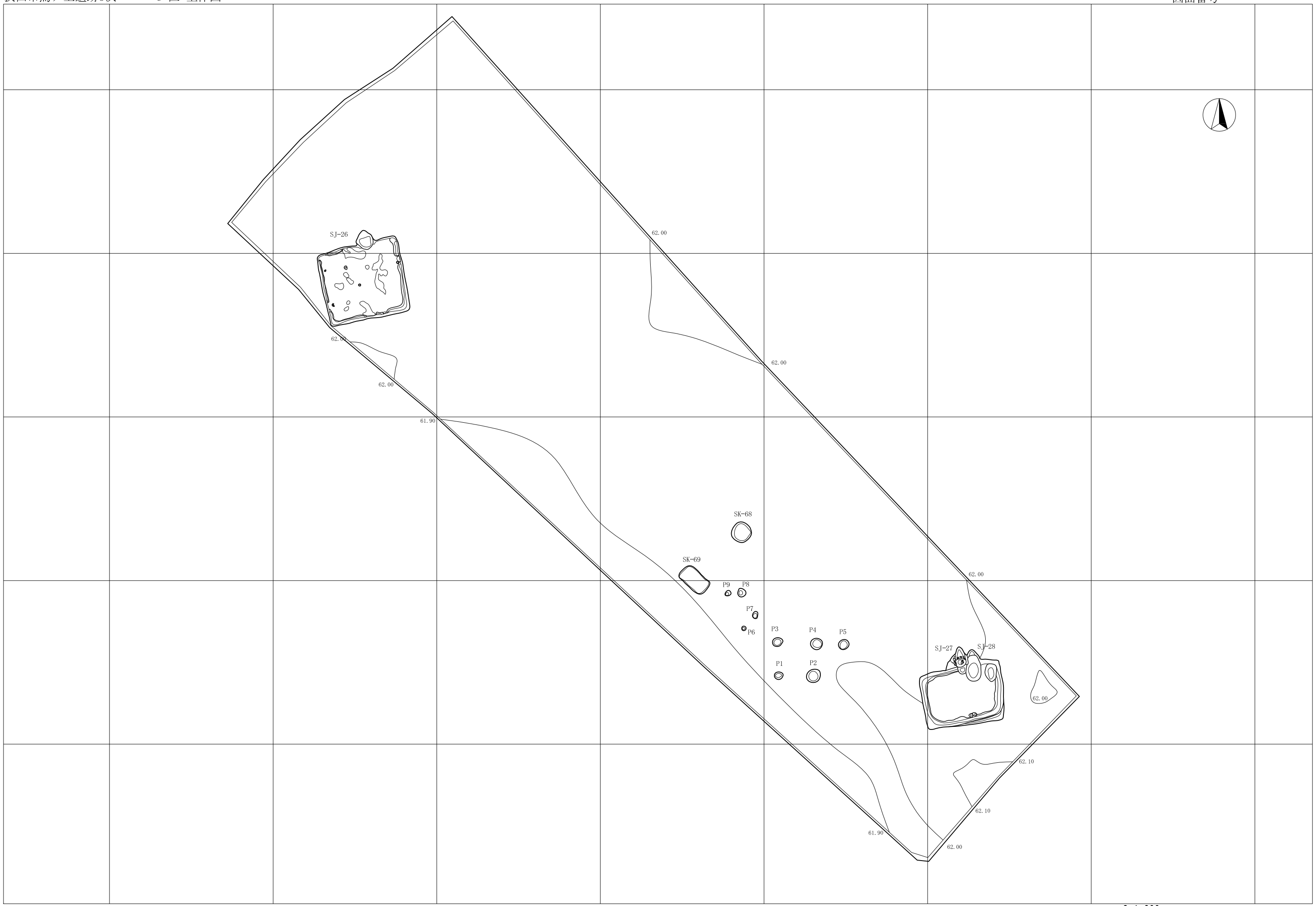

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　H 区 全体図

図面番号

0　S=1:200　20m

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　Ｊ 区 全体図　　図面番号

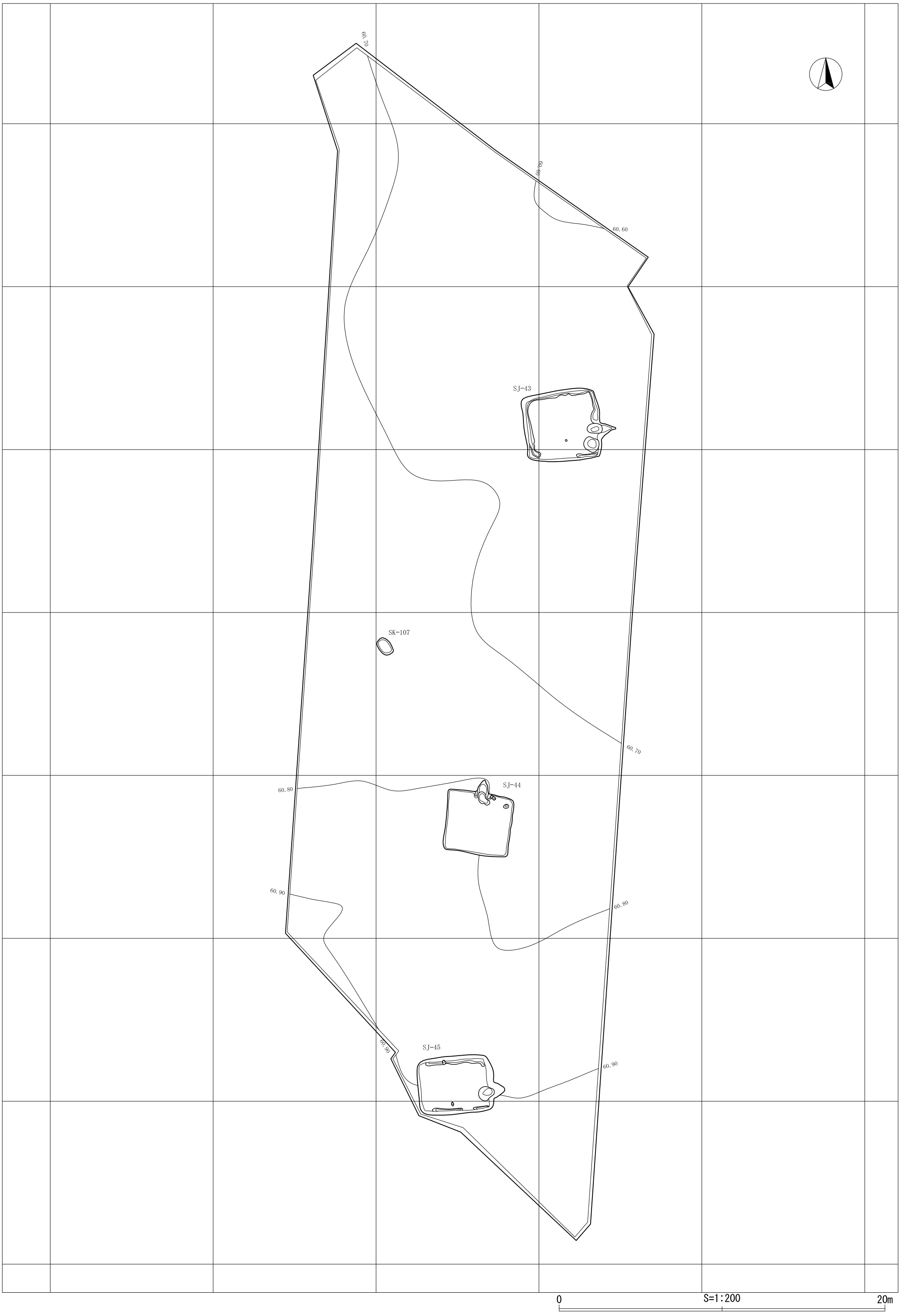

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　K 区 全体図

図面番号

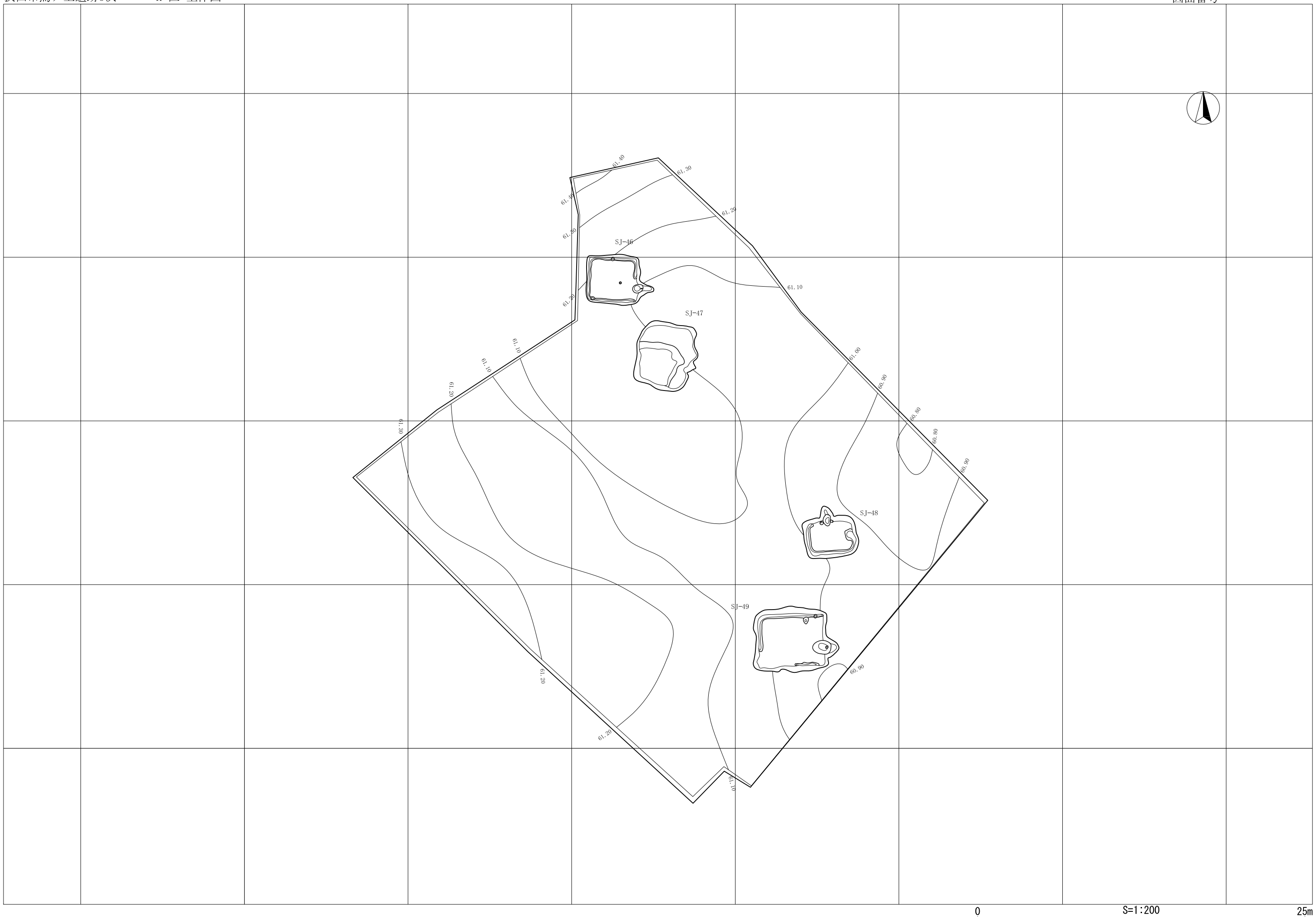

0　S=1:200　25m

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　L区 全体図　　図面番号

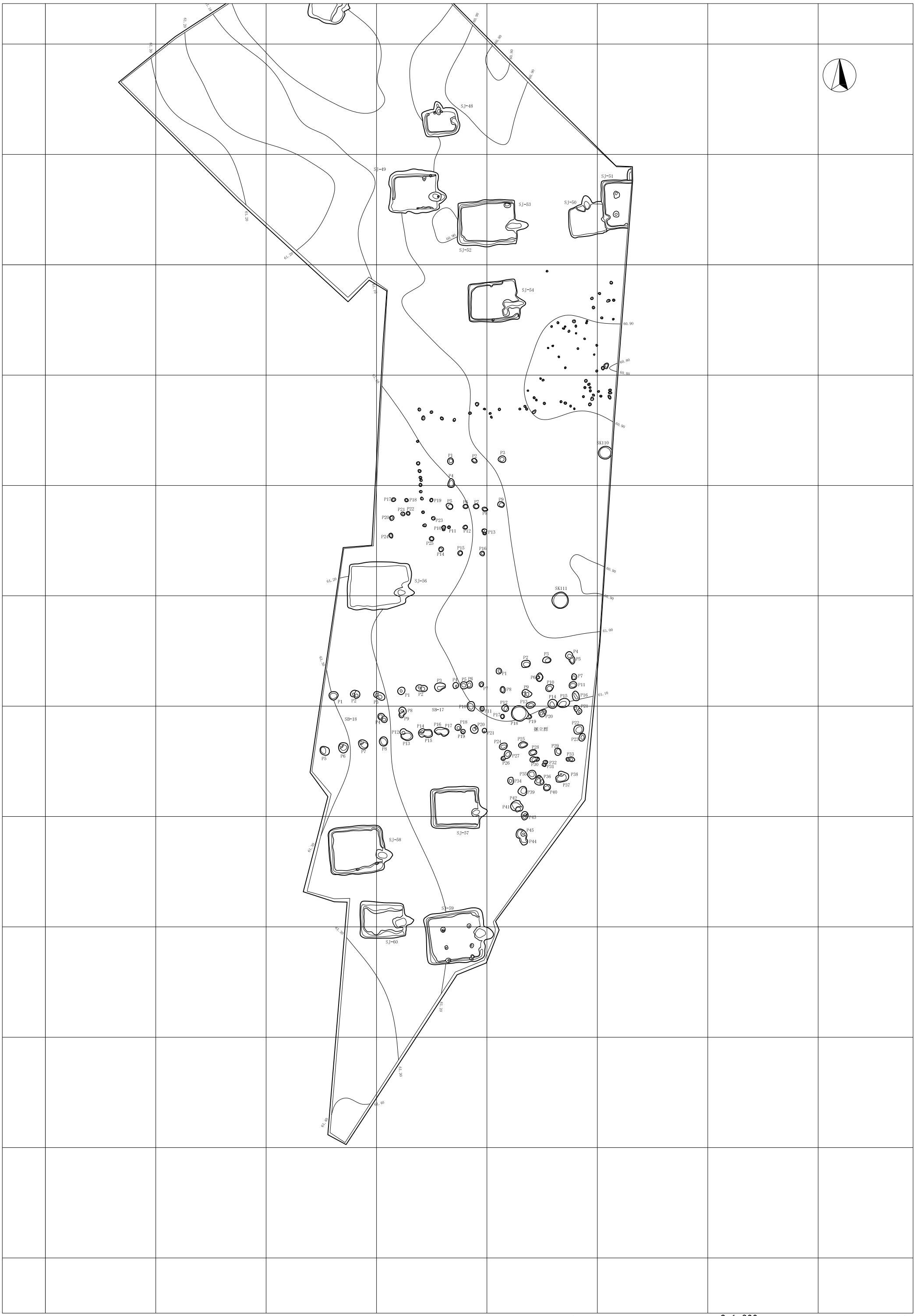

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　M区 全体図　　図面番号

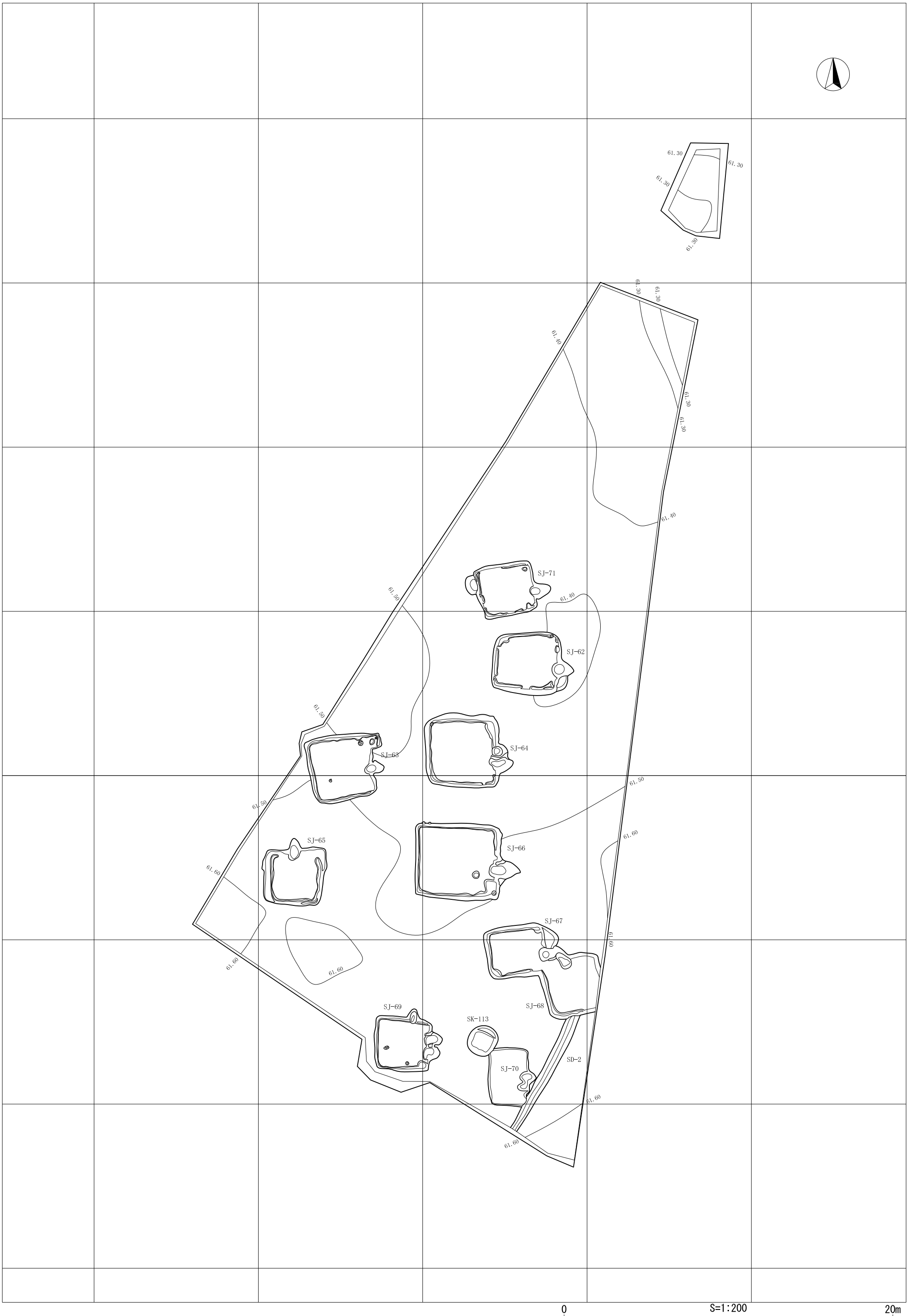

狭山市鳥ノ上遺跡3次　　N区 全体図

図面番号

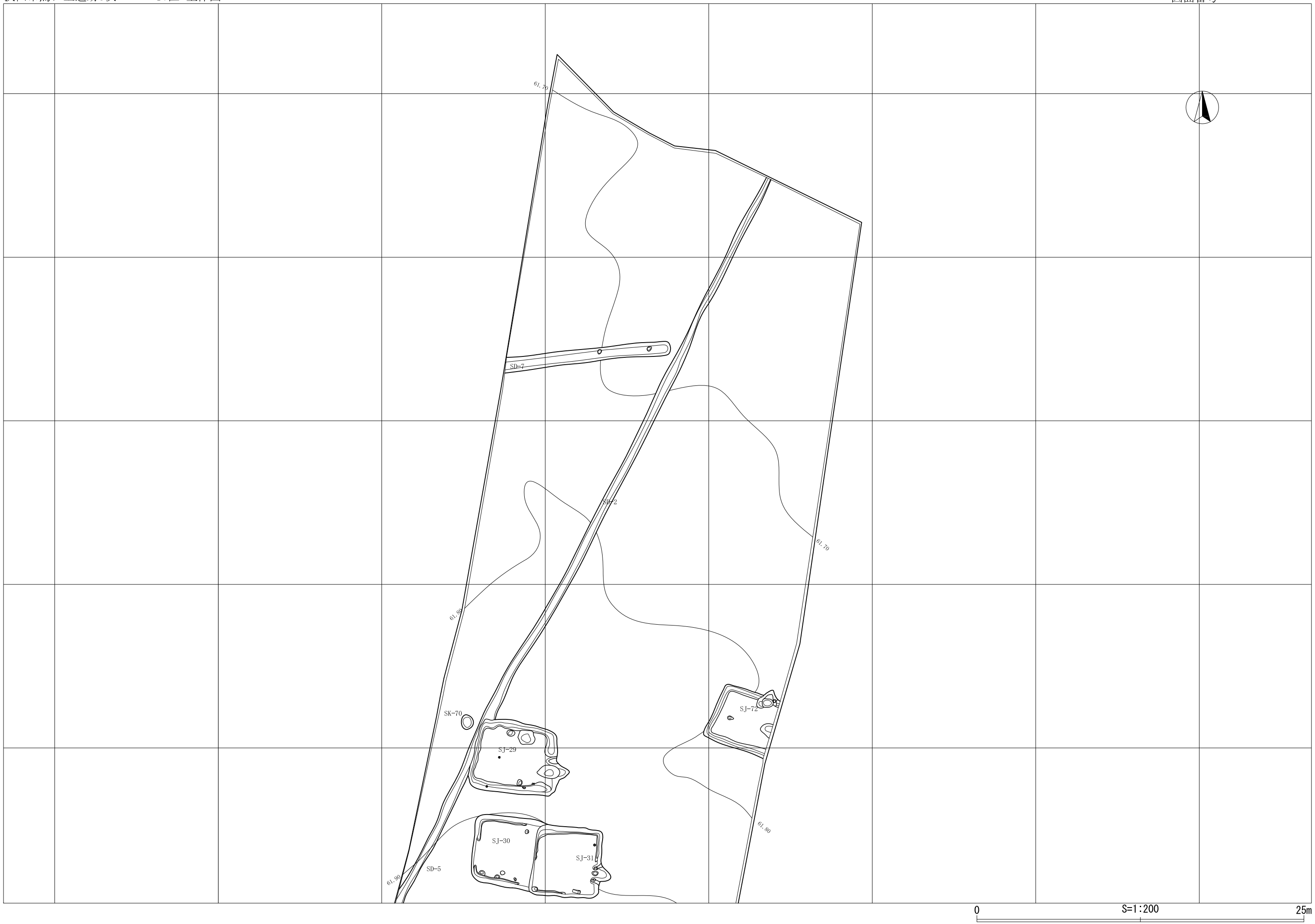

狭山市鳥ノ上遺跡3次　全体図

図面番号

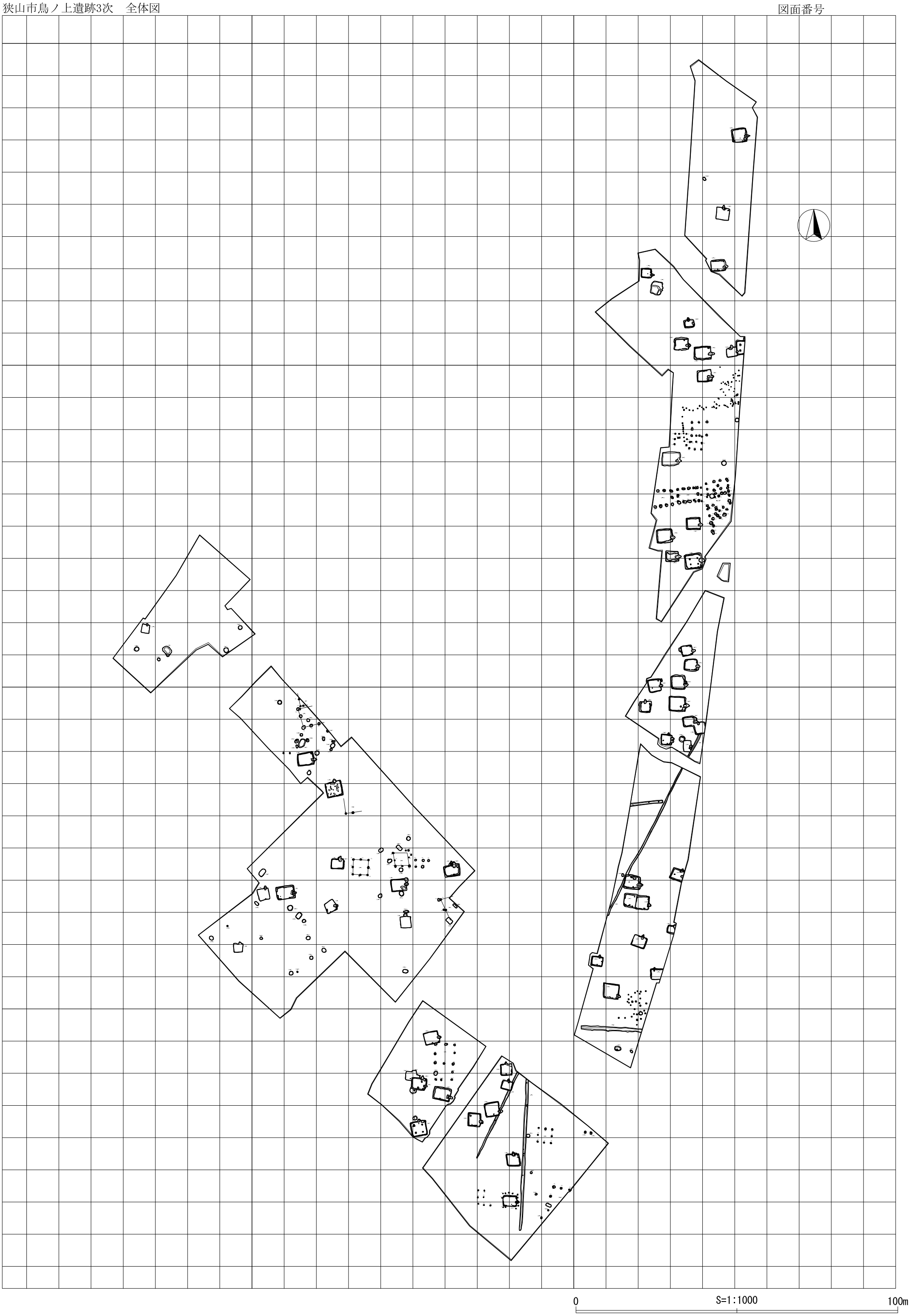

平成30年度

狭山市文化財年報

令和元年8月19日　発行

発行　狭山市教育委員会
埼玉県狭山市入間川1 丁目23 番5 号
電話　04-2953-1111